

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例案 概要資料

1 改正等の理由

3年毎の介護保険制度の改正や介護報酬の改定に併せて

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等の一部改正ならびに介護療養型医療施設の制度廃止に伴い、各介護サービスの事業の運営等に関する県の基準条例の改正等を行う。

2 改正等の概要

(1) 改正する条例（8条例）

- ① 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例
- ② 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- ③ 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- ④ 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ⑤ 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑥ 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑦ 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ⑧ 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(2) 廃止する条例（令和6年3月末で制度廃止）

- ⑨ 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例

(3) 改正事項

1 全サービス（介護予防サービスを含む）

(1) 管理者の兼務範囲の拡大

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地以外の事業所にも拡大。

(2) 身体的拘束等を禁止する対象を全サービスに拡大

利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の禁止ならびに身体拘束等を行う場合の記録の義務づけを全サービスに拡大。

※ 今回は、訪問系、通所系、福祉用具系のサービスを追加。

(3) 「書面掲示」規制の見直し

【経過措置：令和7年3月31日までは努力義務】

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要である重要事項について、「書面掲示」に加え、インターネットの利用による公表を義務化。

2 個別サービス（介護予防サービスを含む）

(1) 入院時の医療機関作成のリハビリテーション計画書の把握

（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務化。

(2) 身体的拘束等の適正化の推進

【経過措置：令和7年3月31日までは努力義務】

（短期入所生活介護、短期療養生活介護）

身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）の義務化。

(3) 生産性向上の取組による人員配置基準の特例

（特定施設入居者生活介護）

利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設に係る置くべき看護職員及び介護職員の配置基準を緩和。

(4) 口腔衛生管理の強化

【経過措置：令和9年3月31日までは努力義務】

（特定施設入居者生活介護）

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを規定。

(5) 福祉用具の提供に係る貸与または販売の選択制の説明および提案

（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

一部の対象福祉用具について、適時・適切な利用や安全の確保の観点から、貸与または販売のいずれかを利用者が選択できることについて、説明ならびに提案を行うことを義務化。

(6) 貸与後のモニタリング時期の明確化および貸与継続の必要性の検討

（福祉用具貸与）

適時・適切な利用や安全の確保の観点から、貸与後のモニタリングと貸与継続の必要性の検討を義務化。

(7) 販売計画に係る目標の達成状況の確認および販売後のメンテナンスの実施

（福祉用具販売）

適時・適切な利用や安全の確保の観点から、販売後の販売計画における目標の達成状況の確認を義務化するとともに、使用状況を確認し、使用方法の指導や修理を行うよう努力義務を規定。

3 介護保険施設等

《介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム》

(1) 協力医療機関との連携体制の構築

【経過措置：令和9年3月31日までは努力義務】

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、地域の医療機関等と実効性のある連携体制の構築を義務化。（軽費老人ホームは努力義務）

(2) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努力義務を規定。

《介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム》

(3) 緊急時等における対応方法の定期的な見直し

あらかじめ配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとされている緊急時等における対応方法について、1年に1回以上、見直しを行うことを義務化。

《介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期療養生活介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム》

(4) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者に、ユニットケア施設管理者研修受講の努力義務を規定。

《介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期療養生活介護、特定施設入居者生活介護》

(5) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

【経過措置：令和9年3月31日までは努力義務】

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務化。

【施行日】 令和6年4月1日から施行。ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションに関する事項については、令和6年6月1日から施行。

参考 <施設サービス等の説明>

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）
 - ・ 60歳以上で身体機能の低下などにより、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる人であって、家族による援助を受けることが困難な人が無料または低額の料金を利用できる施設。
- 養護老人ホーム
 - ・ 65歳以上で、環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を入所させて養護することを目的とする老人福祉施設。市町の措置により入所を行う。
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
 - ・ 要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う施設。
- 介護老人保健施設
 - ・ 病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設。
- 介護医療院
 - ・ 長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とした施設。
- 介護療養型医療施設
 - ・ 療養病床に入院する要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、機能訓練などその他必要な医療を行うことを目的とした施設。
- 特定施設入居者生活介護
 - ・ 有料老人ホームや養護老人ホームなどに入居している要介護者に対して、介護サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うサービス。

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例案要綱

1 改正等の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）等の一部改正に伴い必要な規定の整備等を行うため、滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第14号）ほか8条例の一部を改正するとともに、滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第21号）を廃止しようとするものです。

2 改正等の概要

(1) 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 軽費老人ホームの施設長が、施設の管理上支障のない場合において兼務をすることができる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。（第1条による改正後の別表関係）

イ 施設の運営規程の概要、従業者の勤務の体制等その他の介護保健施設サービスの選択に資すると認められる重要事項について、書面掲示に加え、原則としてインターネットの利用により公表することとします。（第1条による改正後の別表関係）

ウ 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制および当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保している協力医療機関を定めるよう努めることとします。（第1条による改正後の別表関係）

エ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ることとします。（第1条による改正後の別表関係）

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとします。（第1条による改正後の別表関係）

カ 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指

定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議することとします。

(第1条による改正後の別表関係)

キ 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるよう努めることとします。(第1条による改正後の別表関係)

(2) 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第15号)の一部改正

ア 養護老人ホームの施設長が、施設の管理上支障のない場合において兼務をすることができる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第2条による改正後の別表関係)

イ 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制、当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制および入所者の病状が急変した場合等において当該施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している協力医療機関を定めることとします。(第2条による改正後の別表関係)

ウ アおよびイに掲げるもののほか、2(1)エからキまでと同様の基準を定めることとします。(第2条による改正後の別表関係)

(3) 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第16号)の一部改正

ア 特別養護老人ホームの設置者、ユニット型特別養護老人ホームの設置者、地域密着型特別養護老人ホームの設置者およびユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催することとします。(第3条による改正後の別表第1、別表第2、別表第3および別表第4関係)

イ 特別養護老人ホームの設置者、ユニット型特別養護老人ホームの設置者、地域密着型特別養護老人ホームの設置者およびユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、医師および協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めることとします。(第3条による改正後の別表第1、別表第2、別表第3および別表第4関係)

ウ 特別養護老人ホームの設置者、ユニット型特別養護老人ホームの設置者、地域密着型特別養護老人ホームの設置者およびユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこととします。(第3条による改正後の別表第1、別表第2、別表第3および別表第4関係)

- エ 特別養護老人ホームの設置者、ユニット型特別養護老人ホームの設置者、地域密着型特別養護老人ホームの設置者およびユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制、当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制および入所者等の病状が急変した場合等において当該施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している協力医療機関を定めることとします。(第3条による改正後の別表第1、別表第2、別表第3および別表第4関係)
- オ ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めることとします。(第3条による改正後の別表第2関係)
- カ アからオまで掲げるもののほか、(1)エからキまでと同様の基準を定めることとします。(第3条による改正後の別表第1から別表第4まで関係)
- (4) 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号)の一部改正
- ア 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、指定短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の事業を行う事業所の管理者が、施設の管理上支障のない場合において兼務をすることができる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第4条による改正後の別表第1、別表第2、別表第6、別表第8および別表第10から別表第12まで関係)
- イ 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこととします。(第4条による改正後の別表第1、別表第2、別表第6、別表第11および別表第12関係)
- ウ 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、指定短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の事業者は、施設の運営規程の概要等サービスの選択に資すると認められる重要事項について、書面掲示に加え、原則としてインターネットの利用により公表することとします。(第4条による改正後の別表第1、別表第2、別表第6、別表第8および別表第10から別表第12まで関係)
- エ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録し、その記録を利用者に対する指定訪問介護の提供が終了した日から2年間保存することとします。(第4条による改正後の別表第1、別表第2、別表第6、別表第8、別表第9関係)
- オ 短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者、特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ることや、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対する研修を定期的実施することとします。(第4条による改正後の別表第8から別表第10まで関係)

- カ 短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者、特定施設入居者生活介護事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催することとします。(第4条による改正後の別表第8から別表第10まで関係)
- キ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めることとします。(第4条による改正後の別表第8関係)
- ク ユニット型指定短期入所療養施設において、ユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととします。(第4条による改正後の別表第9関係)
- ケ 療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準を定めることとします。(第4条による改正後の別表第9関係)
- コ 介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員および介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3またはその端数を増すごとに0.9以上であることとします。(第4条による改正後の別表第10関係)
- サ 指定特定施設管理者は、利用者の口腔^{くわう}の健康を保持することができるよう、口腔^{くわう}衛生の管理体制を整備するとともに、入所者の状態^{くわう}に応じた口腔^{くわう}衛生の管理を計画的に行うこととします。(第4条による改正後の別表第10関係)
- シ 福祉用具貸与を行う事業者は、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与または指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体^{くわう}の状況等を踏まえ、提案を行うこととします。(第4条による改正後の別表第11関係)
- ス 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、実施状況の把握を行うこととし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に1回以上実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うこととします。(第4条による改正後の別表第11関係)
- セ 福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告することとします。(第4条による改正後の別表第11関係)
- ソ 福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこととします。(第4条による改正後の別表第11関係)
- タ 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の特定福祉用具

- 販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこととします。(第4条による改正後の別表第12関係)
- チ アからタまでに掲げるもののほか、(1)ウからキまでと同様の基準を定めることとします。(第4条による改正後の別表第1、別表第2、別表第6、別表第8および別表第10から別表第12まで関係)
- ツ 訪問看護の事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第5条による改正後の別表3関係)
- テ 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションの事業を行う事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこととします。(第5条による改正後の別表第3から別表第5までおよび別表第7関係)
- ト 施設の運営規程の概要、従業者の勤務の体制等サービスの選択に資すると認められる重要事項について、書面掲示に加え、原則としてインターネットの利用により公表することとします。(第5条による改正後の別表第3から別表第5までおよび別表第7関係)
- ナ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録し、利用者に対する指定訪問介護の提供が終了した日から2年間保存することとします。(第5条による改正後の別表第3から別表第5までおよび別表第7関係)
- ニ 介護老人保健施設および介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業者または指定通所リハビリテーション事業者の指定があったものとみなすこととします。(第5条による改正後の別表第4および別表第7関係)
- ヌ 医師および理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握することとします。(第5条による改正後の別表第4および別表第7関係)
- ネ ツからヌまでに掲げるもののほか、(1)ウからキまでと同様の基準を定めることとします。(第5条による改正後の別表第3から別表第5までおよび別表第7関係)
- (5) 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第18号)の一部改正
- ア 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催することとします。(第6条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- イ 介護老人保健施設の管理者が施設の管理上支障のない場合において兼務をすることができる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第6条による改正後の別表第1関係)

- ウ ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めることとします。(第6条による改正後の別表第2関係)
- エ アからウまでに掲げるもののほか、(1)イおよびエからキまでと同様の基準を定めることとします。(第6条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (6) 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成30年滋賀県条例第1号)の一部改正
- ア 介護医療院の管理者が施設の管理上支障のない場合において兼務をすることができる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第7条による改正後の別表第1関係)
- イ ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。(第7条による改正後の別表第2関係)
- ウ アおよびイに掲げるもののほか、(1)イおよびエからキまでならびに(5)アと同様の基準を定めることとします。(第7条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (7) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第19号)の一部改正
- ア 指定介護老人福祉施設の管理者が、施設の管理上支障のない場合において兼務をすることができる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第8条による改正後の別表第1関係)
- イ 介護老人福祉施設の開設者は、入所者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、医師および協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めることとします。(第8条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- ウ 介護老人福祉施設の開設者は、医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこととします。(第8条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- エ ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めることとします。(第8条による改正後の別表第2関係)
- オ アおよびエに掲げるもののほか、2(1)イおよびエからキまでならびに(5)アと同様の基準を定めることとします。(第8条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (8) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第20号)の一部改正
- ア 介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、特定介護予防施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売の事業を行う事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第9条による改正後の別表第2、別表第7、別表第8および

- 別表第 10 から別表第 12 まで関係)
- イ 介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売の事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を制限する行為を行わないこととします。(第 9 条による改正後の別表第 2、別表第 7、別表第 11 および別表第 12 関係)
- ウ 施設の運営規程の概要、従業者の勤務の体制等サービスの選択に資すると認められる重要事項について、書面掲示に加え、原則としてインターネットの利用により公表することとします。(第 9 条による改正後の別表第 2、別表第 7、別表第 8 および別表第 10 から別表第 12 まで関係)
- エ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録し、利用者に対する指定訪問介護の提供が終了した日から 2 年間保存することとします。(第 9 条による改正後の別表第 2、別表第 7、別表第 11 および別表第 12 関係)
- オ 介護予防短期入所生活介護事業者、介護予防短期入所療養介護事業者、介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ることや、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対する研修を定期的実施することとします。(第 9 条による改正後の別表第 8 から別表第 10 まで関係)
- カ 介護予防短期入所生活介護事業者、介護予防短期入所療養介護事業者、介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催することとします。(第 9 条による改正後の別表第 8 から別表第 10 まで関係)
- キ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めることとします。(第 9 条による改正後の別表第 8 関係)
- ク ユニット型指定介護予防短期入所療養施設において、ユニットの利用者の定員は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないこととします。(第 9 条による改正後の別表第 9 関係)
- ケ 療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準を定めることとします。(第 9 条による改正後の別表第 9 関係)
- コ 介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められる介護予防指定特定施設に係る当該介護予防指定特定施設ごとに置くべき看護職員および介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が 3 またはその端数を増すごとに 0.9 以上であることとします。(第 9 条による改正後の別表第 10 関係)
- サ 指定介護予防特定施設管理者は、利用者の口腔^{くわう}の健康を保持することができるよう、口腔衛生^{くわう}の管理体制を整備するとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生^{くわう}の管理を計

- 画的に行うこととします。(第9条による改正後の別表第10関係)
- シ 介護予防福祉用具貸与を行う事業者は、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこととします。(第9条による改正後の別表第11関係)
- ス 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成後、実施状況の把握を行うこととし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に1回以上実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うこととします。(第9条による改正後の別表第11関係)
- セ 福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告することとします。
(第9条による改正後の別表第11関係)
- ソ 福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこととします。(第9条による改正後の別表第11関係)
- タ 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこととします。(第9条による改正後の別表第12関係)
- チ アからタまでに掲げるもののほか、(1)ウからキまでと同様の基準を定めることとします。(第9条による改正後の別表第2、別表第7、別表第8および別表第10から別表第12まで関係)
- ツ 介護予防訪問看護事業所の管理者が施設の管理上支障のない場合において兼務をすることができる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所に限定しないこととします。(第10条による改正後の別表第3関係)
- テ 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーションの事業を行う事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこととします。(第10条による改正後の別表第3から別表第5までおよび別表第7関係)
- ト 施設の運営規程の概要、従業員の勤務の体制等サービスの選択に資すると認められる重要事項について、書面掲示に加え、原則としてインターネットの利用により公表することとします。(第10条による改正後の別表第3から別表第5までおよび別表第7関係)
- ナ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況

ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録し、利用者に対する指定訪問介護の提供が終了した日から2年間保存することとします。(第10条による改正後の別表第3から別表第5までおよび別表第7関係)

ニ 介護老人保健施設および介護医療院の開設許可があったときは、介護予防訪問リハビリテーション事業者または介護予防指定通所リハビリテーション事業者の指定があったものとみなすこととします。(第10条による改正後の別表第4および別表第7関係)

ヌ 医師および理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握することとします。(第10条による改正後の別表第4および別表第7関係)

ネ ツからヌまでに掲げるもののほか、(1)ウからキまでと同様の基準を定めることとします。(第10条による改正後の別表第3から別表第5までおよび別表第7関係)

(9) 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和3年滋賀県条例第3号)の一部改正

虐待の防止に関する取組の義務付けおよび業務継続計画の策定等の義務付けについての経過措置期間を令和9年3月31日までに延長することとします。(第11条による改正後の付則関係)

(10) 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の廃止

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた介護療養型医療施設に係る規定が令和6年3月31日をもってその効力を失うことに伴い、滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第21号)を廃止することとします。(第12条関係)

(11) その他

ア この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。ただし、(4)ツからネまでおよび(8)ツからネまでは、同年6月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例案
上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

(滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3項第10号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第9項第3号中「事項」を「重要事項(次号および第5号において単に「重要事項」という。)」に改め、同項第4号中「前号に規定する事項」を「重要事項」に、「同号」を「前号」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 設置者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第18項第3号中「適当な医療機関との協力体制を整備する」を「協力医療機関を定める」に改め、同項第4号を同項第9号とし、同項第3号の次に次の5号を加える。

(4) 設置者は、前号の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次のアおよびイに掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(5) 設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

(6) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

- (7) 設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。
- (8) 設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めること。

(滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第4項第16号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第18項第3号を次のように改める。

- (3) 設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次のアからウまでに掲げる要件を満たす協力医療機関(複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下この項において同じ。)を定めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第18項第4号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。
- (5) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- (6) 設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。
- (7) 設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めること。

(滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1第5項第2号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第9項を次のように改める。

9 緊急時等の対応

(1) 設置者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師および第19項第3号に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めること。

(2) 設置者は、前号の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこと。

別表第1第19項第3号を次のように改める。

(3) 設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次のアからウまでに掲げる要件を満たす老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第2条第1項第4号ニに規定する協力医療機関(複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下この項において同じ。)を定めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第1第19項第4号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

(4) 設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

(5) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（次号において「第 2 種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症または同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

(6) 設置者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

(7) 設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めること。

別表第 2 第 4 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 4 条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 3 号カただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同項第 6 号ウ中(ケ)を(サ)とし、(カ)から(ク)までを(ク)から(コ)までとし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(キ) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

別表第 1 第 1 項第 7 号エ中「事項」を「重要事項（オおよびカにおいて単に「重要事項」という。）」に改め、同号オ中「エに規定する事項」を「重要事項」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第 1 第 1 項第 11 号イ中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 第 6 号ウ(キ)の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由の記録

別表第1第2項第3号中「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「次項第3号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第3項第2号エただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同項第4号中「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「第3項第4号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第2第1項第4号エ中「(カ)まで、(ク)および(ケ)」を「(ク)まで、(コ)および(カ)」に改め、同項第6号中「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第2項第3号中「(カ)まで、(ク)および(ケ)」を「(ク)まで、(コ)および(カ)」に改め、「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第3第3項第10号中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「看護職員等」と」の右に「、同号カ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と」を加え、同表第5項第6号中「(キ)から(ケ)」を「(ケ)から(カ)」に、「同号ウ(キ)および(ク)」を「同号ウ(ケ)および(コ)」に改め、同表第6項中「イ(ア)」の右に「および(ウ)」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第4第5項第4号中「(キ)から(ケ)」を「(ケ)から(カ)」に、「同号ウ(キ)」を「同号ウ(ケ)」に、「同号ウ(ク)」を「同号ウ(コ)」に改め、同表第6項中「から第12号まで」を「、第11号(イ(ウ)を除く。)、第12号」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第5第5項第4号中「、(キ)、(ク)および(ケ)」を「および(ケ)から(カ)まで」に、「同号ウ(キ)」を「同号ウ(ケ)」に、「同号ウ(ク)」を「同号ウ(コ)」に改め、同表第6項中「カ」を「キ」に改め、「イ(ア)」の右に「および(ウ)」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第6第1項第5号ウ中「(カ)まで、(ク)および(ケ)」を「(ク)まで、(コ)および(カ)」に改め、同項第9号中「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第6第1項第5号ウにおいて準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第2項第3号中「(カ)まで、(ク)および(ケ)」を「(ク)まで、(コ)および(カ)」に改め、「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第3項第3号中「(カ)まで、(ク)および(ケ)」を「(ク)まで、(コ)および(カ)」に改め、「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」

とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中「を」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第7第4項第4号中「(キ)から(ケ)」を「(ケ)から(サ)」に、「同号ウ(キ)」を「同号ウ(ケ)」に、「同号ウ(ケ)」を「同号ウ(コ)」に改め、同表第5項中「から第12号までおよび第13号」を「、第11号(イ(ウ)を除く。)および第12号」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第8第1項第7号イ(ウ)中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同号イ(エ)の次に次のように加える。

(オ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次の a から c までに掲げる措置を講ずること。

a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

c 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

別表第8第1項第7号ウ中「およびイ」を「からウまで」に、「(ケ)および(ク)」を「(コ)および(サ)」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第8第1項第12号中「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)」を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第8第1項第7号イ(エ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第2項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

別表第8第2項第5号イ中「(ケ)および(ク)」を「(コ)および(サ)」に、「ならびにイ(ウ)および(エ)」を「、イ(ウ)から(オ)までおよびウ」に改め、同項第9号中「同項第11号イ中「記録を」

とあるのは「記録ならびに別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)」を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ(エ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第3項第4号中「(ク)および(ケ)」を「(コ)および(サ)」に、「第7号(ウを除く。)」を「第7号(エを除く。)」に、「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)」を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ(エ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第4項第6号中「(ク)および(ケ)」を「(コ)および(サ)」に、「第7号(ウを除く。)」を「第7号(エを除く。)」に、「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)」を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ(エ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第9第1項第2号ア(ア)中「。以下「介護老人保健施設基準条例」という。」を削り、同号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ア中(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、同号イ中「ア(ウ)および(エ)」を「ア(イ)および(ウ)」に改め、同項第3号イを削り、同号ウ中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ(イ)中「および入院患者」を削り、同号エを同号ウとし、同号中オをエとし、カをオとし、同号キ中「カまで」を「オまで」に改め、同号キを同号カとし、同項第4号ア中「、診療所」を「または診療所」に改め、「または病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ(イ)中「もしくは診療所または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「または診療所」に、「療養病床または老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改め、同項第7号中「(ク)および(ケ)」を「(コ)および(サ)」に、「第7号(ウを除く。)」を「第7号(エを除く。)」に、「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)」を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(エ)」と、同号イ(エ)中」

を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第2項第2号を次のように改める。

(2) ユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。
別表第9第2項第5号中「(ク)および(ケ)」を「(コ)および(サ)」に、「第7号イ(ウ)および(エ)」を「第7号イ(ウ)から(オ)までおよびウ」に、「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)」を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(エ)」と、同号イ(エ)」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号ア中「から(ウ)まで」を「または(イ)」に改め、同号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号を同項第5号とし、同項第3号エ中「別表第2第1項第3号カ」の右に「、別表第8第2項第4号エ」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設備

ア ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護事業者が当該ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）には、ユニット型介護老人保健施設として必要な施設および設備を設けること。

イ ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げるところにより、ユニットごとに病室、共同生活室、洗面設備および便所を設けるほか、浴室および機能訓練室ならびに消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けること。

(ア) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

a 病室

(a) 定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(b) 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(c) 床面積は、10.65平方メートル（(a)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル）以上とすること。

(d) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

b 共同生活室

(a) 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営む場所としてふさわしい形状とすること。

(b) 床面積の標準は、2平方メートルに当該ユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上とすること。

- (c) 必要な設備および備品を備えること。
 - c 洗面設備および便所
 - (a) 病室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - (b) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
 - (c) 便所には、ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。
 - d 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
 - e 機能訓練室
 - (a) 床面積は、40 平方メートル以上（診療所であるものにあつては、機能訓練を行うために必要な広さを有するもの）とすること。
 - (b) 必要な設備および備品を設けること。
 - f 廊下の幅は、1.8 メートル（中廊下にあつては、2.7 メートル）以上とすること。
 - (イ) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、浴室、機能訓練室および廊下を当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用途以外の用途に供しないこと。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
 - ウ ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、ユニット型介護医療院として必要な施設および設備を設けること。
 - エ ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス基準条例別表第9第2項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護（同表第1項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同表第2項第3号アからウまでに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 別表第10第1項第3号セ中「ス」を「セ」に改め、同号セを同号ソとし、同号スの次に次のように加える。
- セ 次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合におけるウおよびク(イ)の規定の適用については、これらの規定中「数)」とあるのは、「数)に0.9を乗じて得た数」とする。
 - (ア) 第8号において準用する別表第8第1項第7号ウに規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るための取組に関する次のaからeまでに掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること。
 - a 利用者の安全およびケアの質の確保

- b 従業者の負担の軽減および勤務の状況への配慮
- c 緊急時の体制の整備
- d 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（(イ)において「介護機器」という。）の定期的な点検
- e 従業者に対する研修

(イ) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(ウ) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るため、従業者の役割分担が適切に行われていること。

(エ) (ア)に規定する取組により介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減が行われていると認められること。

別表第 10 第 1 項第 6 号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔^{くわう}の健康を保持することができるよう、口腔衛生^{くわう}の管理体制を整備するとともに、利用者の状態に応じた口腔衛生^{くわう}の管理を計画的に行うこと。

別表第 10 第 1 項第 7 号ア中「第 123 条第 1 項第 13 号」を「第 123 条第 1 項第 12 号」に改め、「協力医療機関」の右に「(以下この号において「協力医療機関」という。)」を加え、同号ウ中「イ」を「キ」に改め、同号ウを同号クとし、同号中イをキとし、アの次に次のように加える。

イ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、アの規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の(ア)および(イ)に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。

(ア) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

(イ) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

エ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（オにおいて「第 2 種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症または同条第 9 項に規定する新感染症をいう。オにおいて同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

オ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

カ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めること。

別表第10第1項第8号中「別表第8第1項第8号（）」を「別表第8第1項第7号ウおよび第8号（）」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同項第6号ウ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第10第1項第6号ウ(ウ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第2項第7号中「(エを)」を「(オを)」に、「第7号(ウを除く。)」を「第7号(クを除く。)」に、「結果等の記録、」を「結果等の記録および」に改め、「および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号ウ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第6号ウ(ウ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第11第1項第4号ア中「内容等」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（イにおいて「実施状況の把握」という。）を行う時期等」に改め、同号イ中(ケ)を(コ)とし、(イ)から(ク)までを(ウ)から(ケ)までとし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与または指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

別表第11第1項第4号イに次のように加える。

- (サ) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、実施状況の把握を行うこと。
ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始の時から6月以内に1回以上実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うこと。
- (シ) 福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告すること。
- (ス) 福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

別表第 11 第 1 項第 4 号ウ中「(ア)を」を「(ア)および(オ)を」に、「(ク)および(ケ)」を「(カ)、(キ)、(コ)および(サ)」に改め、同表第 1 項第 7 号中「同号イ(ウ)中」の右に「第 6 号ウ(キ)」とあるのは「別表第 11 第 1 項第 4 号ウにおいて準用する第 6 号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第 2 項第 2 号中「(ク)および(ケ)」を「(カ)、(キ)、(コ)および(サ)」に改め、「同号イ(ウ)中」の右に「第 6 号ウ(キ)」とあるのは「別表第 11 第 2 項第 2 号において準用する第 6 号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第 12 第 5 項第 2 号中「(ケ)および(ク)」を「(カ)、(キ)、(コ)および(サ)」に、「(エ)および(キ)」を「(ク)」に、「同号イ(イ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に、「同号イ(ク)」を「同号イ(ケ)」に、「同号イ(ケ)」を「同号イ(コ)」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと。

別表第 12 第 6 項中「同号イ(ウ)中」の右に「第 6 号ウ(キ)」とあるのは「別表第 12 第 5 項第 3 号において準用する第 6 号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中」を加え、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

第 5 条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 3 項第 10 号中「あるのは「看護職員等」を「あるのは、「看護職員等」に改め、「、同号カ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と」を削り、同表第 5 項第 6 号中「、(オ)」を「から(キ)まで」に改め、同表第 6 項中「および(ウ)」を削り、「準用する第 4 号セ」と」の右に「、同号イ(ウ)中「第 6 号ウ(キ)」とあるのは「別表第 3 第 5 項第 6 号において準用する第 6 号ウ(キ)」と」を加える。

別表第 4 第 4 項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「別表第 4 第 4 項第 1 号および第 2 号」を「別表第 4 第 4 項第 1 号から第 4 号まで」に、「、第 1 号および第 2 号」を「、第 1 号から前号まで」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 指定訪問リハビリテーション事業所が法第 72 条第 1 項の規定により法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合は、滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 18 号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）別表第 1 第 3 項（第 14 号および第 18 号から第 21 号までを除く。）または滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成 30 年滋賀県条例第 1 号。以下「介護医療院基準条例」という。）別表第

1 第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、前号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。別表第4第5項第1号に次のように加える。

エ 医師および理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

別表第4第5項第4号中「、(ウ)」を「から(キ)まで」に改め、同表第6項中「、第11号(イ(ウ)を除く。)、第12号」を「から第12号まで」に改め、「準用する第4号セ」と」の右に「、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第4第5項第4号において準用する第6号ウ(キ)」と」を加える。

別表第5第5項第4号中「、(エ)」の右に「、(カ)、(キ)」を加え、同表第6項中「および(ウ)」を削り、「準用する第4号セ」と」の右に「、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第5第5項第4号において準用する第6号ウ(キ)」と」を加える。

別表第7第3項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する従業者」を「および第6号に規定する従業者」に、「に規定する基準」を「および前号に規定する基準」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合にあっては、介護老人保健施設基準条例別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または介護医療院基準条例別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第4号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第7第4項第4号中「、(ウ)」を「から(キ)まで」に改め、「(サ)まで」の右に「、別表第4第5項第1号エ」を、「病歴」と」の右に「、別表第4第5項第1号エ中「理学療法士等」とあるのは「理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者」と」を加え、同表第5項中「、第10号、第11号(イ(ウ)を除く。)、および第12号」を「および第10号」に改め、「準用する第4号セ」と」の右に「、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第7第4項第4号において準用する第6号ウ(キ)」と」を加える。

別表第9第1項第2号ア(ア)中「滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同号ア(エ)中「滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第2号エを削り、同項第14号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第6項第4号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 開設者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第7項第6号中「ときは、」の右に「第21項第4号に規定する協力医療機関その他」を加え、同表第11項第4号中「事項」を「重要事項(次号および第6号において単に「重要事項」という。)」に改め、同項第5号中「前号に規定する事項」を「重要事項」に、「同号」を「前号」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 開設者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第1第21項第4号中「あらかじめ、」の右に「次のアからウまでに掲げる要件を満たす」を加え、「第136条第1項第15号」を「第136条第1項第14号」に、「協力病院」を「協力医療機関(複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下同じ。)」に改め、同号に次のように加える。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該開設者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第1第21項第5号中「第136条第1項第15号」を「第136条第1項第14号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

(5) 開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

(6) 開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフル

エンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

(7) 開設者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

(8) 開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めること。

別表第2第4項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

(滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第12号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第6項第4号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第7項第6号中「ときは、」の右に「第21項第4号に規定する協力医療機関その他」を加え、同表第11項第4号中「事項」を「重要事項（次号および第6号において単に「重要事項」という。）」に改め、同項第5号中「前号に規定する事項」を「重要事項」に、「同号」を「前号」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 開設者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第1第21項第4号中「あらかじめ、」の右に「次のアからウまでに掲げる要件を満たす」を加え、「第138条第1項第15号」を「第138条第1項第14号」に、「協力病院」を「協力医療機関（複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該開設者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第1第21項第5号中「第138条第1項第15号」を「第138条第1項第14号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。
- (6) 開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- (7) 開設者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。
- (8) 開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めること。

別表第2第4項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

別表第2第7項第2号中「第4号」の右に「(クを除く。)」を加え、同表第11項第3号中「第5号」を「第6号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第10号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第6項第4号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第10項を次のように改める。

10 緊急時等の対応

- (1) 開設者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師および第21項第4号に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めること。
- (2) 開設者は、前号の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこと。

別表第1第11項第4号中「事項」を「重要事項（次号および第6号において単に「重要事項」という。）」に改め、同項第5号中「前号に規定する事項」を「重要事項」に、「同号」を「前号」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 開設者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第1第21項第4号中「入院による医療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に改め、「あらかじめ、」の右に「次のアからウまでに掲げる要件を満たす」を加え、「第131条の8第1項第15号」を「第134条第1項第13号」に、「協力病院」を「協力医療機関（複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

- ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。
- イ 当該開設者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第1第21項第5号中「第131条の8第1項第15号」を「第134条第1項第13号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。
- (6) 開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- (7) 開設者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

(8) 開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めること。

別表第2第4項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

別表第2第9項中「同表第10項」を「同表第10項第1号」に改め、「準用する第3項第1号」との右に「、「第21項第4号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第21項第4号」と、同項第2号中「前号」とあるのは「別表第2第9項において準用する前号」と」を加える。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第3号エただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同項第6号中コをシとし、ケをサとし、クをコとし、キの次に次のように加える。

ク 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

ケ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

別表第2第1項第7号エ中「事項」を「重要事項（オおよびカにおいて単に「重要事項」という。）」に改め、同号オ中「エに規定する事項」を「重要事項」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第2第1項第11号イ中(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 第6号ケの規定による身体的拘束等の記録

別表第2第2項第2号イただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同項第3号中「同号イ(イ)中」の右に「「第6号ケ」とあるのは「次項第3号において準用する第6号ケ」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

別表第3第3項第9号中「場合において」の右に「、同号エ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同表第5項第6号中「およびカからコ」を「、カ、キおよびコからシ」に、「同号ケ」を「同号サ」に改め、同表第6項中「および第10号」を「、第10号、第11号（イ(イ)を除く。）および第12号」に、「同号イ(イ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

別表第4第5項第3号中「理学療法士等、」の右に「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の」を、「に限る。以下同じ。）」の右に「および指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援事業所の介護支援専門員」を加え、同項第4号中「およびカからコ」を「、カ、キおよびコからシ」に、「同号ケ」を「同号サ」に改め、同表第6項中「および第10号」を「、第10号、第11号（イ(イ)を除く。）および第12号」に、「同号イ(イ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

別表第5第5項第4号中「ケおよびコ」を「サおよびシ」に、「同号ケ」を「同号サ」に改め、同表第6項中「および第10号」を「、第10号、第11号（イ(イ)を除く。）および第12号」に、「同号イ(イ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

別表第7第5項第4号中「およびオ」を「、オ、クおよびケ」に改め、同表第8項中「および第10号」を「、第10号、第11号（イ(イ)を除く。）および第12号」に、「同号イ(イ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

別表第8第1項第5号エ中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、」の右に「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の」を、「担当職員」の右に「および指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援事業所の介護支援専門員」を加え、同項第7号イ(イ)中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同号イに次のように加える。

- (エ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次の a から c までに掲げる措置を講ずること。
- a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - c 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

別表第8第1項第7号ウ中「およびイ」を「からウまで」に、「ケおよびコ」を「サおよびシ」に、「同号コ」を「同号シ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第8第1項第12号中「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第8第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「15号イ」を「同号イ(エ)中「15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第2項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

別表第8第2項第5号イ中「、キ、ケおよびコ」を「からケまで、サおよびシ」に、「ウ」を「エ」に、「同号コ」を「同号シ」に改め、同項第9号中「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「15号イ」を「同号イ(エ)中「15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第3項第4号中「ウを」を「エを」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「15号イ」を「同号イ(エ)中「15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第4項第6号中「ウを」を「エを」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「15号イ」を「同号イ(エ)中「15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

別表第9第1項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ア中(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、同号イ中「ア(ウ)および(エ)」を「ア(イ)および(ウ)」に改め、同項第3号イを削り、同号ウ中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ(イ)中「および入院患者」を削り、同号エを同号ウとし、同号中オをエとし、カをオとし、同号キ中「カま

で」を「オまで」に改め、同号キを同号カとし、同項第4号ア中「、診療所」を「または診療所」に改め、「または病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ(イ)中「もしくは診療所または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「または診療所」に、「療養病床または老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改め、同項第7号中「ウを」を「エを」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「15号イ」を「同号イ(エ)中「15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第2項第2号を次のように改める。

(2) ユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

別表第9第2項第5号中「、キ、ケおよびコ」を「からケまで、サおよびシ」に、「ウを」を「エを」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「15号イ」を「同号イ(エ)中「15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号ア中「から(ウ)まで」を「または(イ)」に改め、同号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号を同項第5号とし、同項第3号エ中「ならびに」を「、別表第8第2項第4号エおよび」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設備

ア ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）には、ユニット型介護老人保健施設として必要な施設および設備を設けること。

イ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げるところにより、ユニットごとに病室、共同生活室、洗面設備および便所を設けるほか、浴室および機能訓練室ならびに消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けること。

(ア) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

a 病室

- (a) 定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (b) 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。
 - (c) 床面積は、10.65平方メートル（(a)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル）以上とすること。
 - (d) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。
- b 共同生活室
- (a) 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営む場所としてふさわしい形状とすること。
 - (b) 床面積の標準は、2平方メートルに当該ユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - (c) 必要な設備および備品を備えること。
- c 洗面設備および便所
- (a) 病室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - (b) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
 - (c) 便所には、ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。
- d 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- e 機能訓練室
- (a) 床面積は、40平方メートル以上（診療所であるものにあつては、機能訓練を行うために必要な広さを有するもの）とすること。
 - (b) 必要な設備および備品を設けること。
- f 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- (イ) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、浴室、機能訓練室および廊下を当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用途以外の用途に供しないこと。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- ウ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、ユニット型介護医療院として必要な施設および設備を設けること。
- エ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス基準条例別表第9第2項第1号に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護（同表第1項第1号に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同表第2項第3号アからウまでに規定

する設備に関する基準を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第 10 第 1 項第 3 号セ中「ス」を「セ」に改め、同号セを同号ソとし、同号スの次に次のように加える。

セ 次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合におけるウおよびク(イ)の規定の適用については、これらの規定中「数)」とあるのは、「数)に 0.9 を乗じて得た数」とする。

(ア) 第 8 号において準用する別表第 8 第 1 項第 7 号ウに規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るための取組に関する次の a から e までに掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること。

- a 利用者の安全およびケアの質の確保
- b 事業の従業者の負担の軽減および勤務の状況への配慮
- c 緊急時の体制の整備
- d 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（(イ)において「介護機器」という。）の定期的な点検
- e 従業者に対する研修

(イ) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(ウ) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るため、従業者の役割分担が適切に行われていること。

(エ) (ア)に規定する取組により介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減が行われていると認められること。

別表第 10 第 1 項第 6 号ウ中「およびイ」を「からウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔^{くわう}の健康を保持することができるよう、口腔衛生^{くわう}の管理体制を整備するとともに、利用者の状態に応じた口腔衛生^{くわう}の管理を計画的に行うこと。

別表第 10 第 1 項第 7 号ア中「第 140 条の 12 第 1 項第 13 号」を「第 140 条の 12 第 1 項第 12 号」に改め、「協力医療機関」の右に「(以下この号において「協力医療機関」という。)」を加え、同号ウ中「およびイ」を「からキまで」に改め、同号ウを同号クとし、同号中イをキとし、アの次に次のように加える。

イ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、アの規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の(ア)および(イ)に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。

- (ア) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。
- (イ) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- ウ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。
- エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（オにおいて「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。オにおいて同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- オ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。
- カ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めること。

別表第10第1項第8号中「別表第8第1項第8号（エ）」を「別表第8第1項第7号ウおよび第8号（エ）」に、「同項第4号ケ」を「および同項第4号ケ」に改め、「および同項第6号イ（エ）」の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ（イ）中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第10第1項第6号イ（エ）」と、同号イ（ウ）中」を加え、「同号イ（ウ）」を「同号イ（エ）」に、「同号イ（エ）」を「同号イ（オ）」に改め、同表第2項第7号中「前項第6号（ウを除く。）および第7号（ウを除く。）」を「前項第6号（エを除く。）および第7号（クを除く。）」に、「記録、同号オ」を「記録および同号オ」に改め、「および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号イ（エ）」の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同表第1項第4号ク」と、同号イ（イ）中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第6号イ（エ）」と、同号イ（ウ）中」を加え、「同号イ（ウ）」を「同号イ（エ）」に、「同号イ（エ）」を「同号イ（オ）」に改める。

別表第11第1項第4号ア中「内容等」を「内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期等」に改め、同号イ中（ク）を（ケ）とし、（イ）から（キ）までを（ウ）から（ク）までとし、（ア）の次に次のように加える。

(イ) 法第 8 条の 2 第 10 項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第 11 項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

別表第 11 第 1 項第 4 号ウ中「、キ、ケおよびコ」を「からケまで、サおよびシ」に改め、「応じ」との右に「、「こと。」とあるのは「こと。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始の時から 6 月以内に 1 回以上当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うこと。」と」を加え、同項第 7 号中「同号イ(イ)中」の右に「「第 6 号ケ」とあるのは「別表第 11 第 1 項第 4 号ウにおいて準用する第 6 号ケ」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第 2 項第 2 号中「、キ、ケおよびコ」を「からケまで、サおよびシ」に改め、「同号イ(イ)中」の右に「「第 6 号ケ」とあるのは「別表第 11 第 2 項第 2 号において準用する第 6 号ケ」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

別表第 12 第 5 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「ケおよびコ」を「ク、ケ、サおよびシ」に、「(オ)および(キ)」を「(ク)および(コ)」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと。

別表第 12 第 6 項中「同号イ(イ)中」の右に「「第 6 号ケ」とあるのは「別表第 12 第 5 項第 3 号において準用する第 6 号ケ」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

第 10 条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 3 項第 9 号中「、同号エ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と」を削り、「看護職員等」とあるのは」を「看護職員等」とあるのは、」に改め、同表第 5 項第 6 号中「、カ、キおよびコ」を「およびカ」に改め、同表第 6 項中「、第 10 号、第 11 号(イ(イ)を除く。)および第 12 号」を「および第 10 号」に改め、「準用する第 4 号ス」と」の

右に「、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「別表第3第5項第6号において準用する第6号ケ」と」を加える。

別表第4第4項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「および第2号に規定する従業者」を「から第4号までに規定する従業者」に、「および第2号に規定する基準」を「から前号までに規定する基準」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合は、滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号。以下「介護医療院基準条例」という。）別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、前号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第4第5項第1号キ中「オ」を「カ」に、「カ後段」を「キ後段」に改め、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「カ」を「キ」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 医師および理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

別表第4第5項第4号中「、カ、キおよびコ」を「およびカ」に改め、同表第6項中「、第10号、第11号（イ(イ)を除く。）および第12号」を「および第10号」に改め、「準用する第4号ス」と」の右に「、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第6号ケ」と」を加える。

別表第5第5項第4号中「、カ」の右に「、ク、ケ」を加え、同表第6項中「、第10号、第11号（イ(イ)を除く。）および第12号」を「および第10号」に改め、「準用する第4号ス」と」の右に「、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「別表第5第5項第4号において準用する第6号ケ」と」を加える。

別表第7第3項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する従業者」を「および第6号に規定する従業者」に、「に規定する基準」を「および前号に規定する基準」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人

保健施設または介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または介護医療院基準条例別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第4号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第7第5項第3号中「オからキ」を「カからク」に、「エ」を「オ」に改め、同項第4号中「、オ、クおよびケ」を「およびオ」に、「キまで」を「クまで」に改め、「別表第4第5項第1号エ中」の右に「理学療法士等」とあるのは「理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者」と、同号オ中」を加え、「同号キ中「ア」を「同号ク中「ア」に改め、同表第8項中「、第10号、第11号（イ(イ)を除く。）および第12号」を「および第10号」に改め、「準用する第4号ス」と」の右に「、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「別表第7第5項第4号において準用する第6号ケ」と」を加える。

別表第9第1項第2号ア(ア)中「滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同号ア(エ)中「滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年滋賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第2項および第3項を次のように改める。

（虐待の防止に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間（以下「経過期間」という。）における第4条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）別表第5第6項において準用する新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第7号イおよび第8条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）別表第5第6項において準用する新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第7号イの規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新指定居宅サービス基準条例別表第5第6項において準用する新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第8号イおよびウ

ならびに新指定介護予防サービス基準条例別表第5第6項において準用する新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第8号イおよびウの規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 経過期間における新指定居宅サービス基準条例別表第5第6項において準用する別表第1第1項第10号および新指定介護予防サービス基準条例別表第5第6項において準用する別表第2第1項第10号の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

付則第4項から第10項までを削り、付則第11項を付則第4項とする。

付則第12項中「当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例」を「当分の間、第7条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第13項中「、新特別養護老人ホーム基準条例」を「、第3条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）」に、「、新介護老人保健施設基準条例」を「、第5条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）」に、「、新介護医療院基準条例」を「、第6条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）」に、「および新介護療養型医療施設基準条例」を「および第9条の規定による改正後の滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）」に改め、同項の表中「新介護療養型医療施設基準条例」を「新指定介護療養型医療施設基準条例」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第14項を削る。

(滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の廃止)

第12条 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第21号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条および第10条の規定は、同年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 第1条の規定による改正後の滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）別表第9項第5号、第4条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）別表第1第1項第7号カ（新指定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第6号イおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）別表第1第11項第6号（新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）別表第1第11項第6号（新介護医療院基準条例別表第2第11項第3号において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）別表第1第11項第6号（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）および第9条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）別表第2第1項第7号カ（新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第6号イおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における新指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第7号イ(ウ)（新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第5号イ、第3項第4号および第4項第6号ならびに別表第9第1項第7号および第2項第5号において準用する場合を含む。）および新指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第7号イ(エ)（新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第5号イ、第3項第4号および第4項第6号ならび

に別表第9第1項第7号および第2項第5号において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例別表第18項第3号、第3条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)別表第1第19項第3号(新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第3項第5号および別表第4において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例別表第1第21項第4号(新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)、新介護医療院基準条例別表第1第21項第4号(新介護医療院基準条例別表第2第13項第2号において準用する場合を含む。)および新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第21項第4号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定める」とあるのは、「定めるよう努める」とする。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間における新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第5項第2号ク(新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第5項第2号、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第7号ウ(新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第5号イ、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例別表第1第6項第4号ク(新介護老人保健施設基準条例別表第2第5項第2号において準用する場合を含む。)、新介護医療院基準条例別表第1第6項第4号ク(新介護医療院基準条例別表第2第7項第2号において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第6項第4号ク(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第5項第2号において準用する場合を含む。)および新指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第7号ウ(新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第5号イ、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催する」とあるのは、「開催するよう努める」とする。

(口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス基準条例別表第10第1項第6号エおよび新指定介護予防サービス基準条例別表第10第1項第6号ウの規定の適用については、これらの規定中「行う」とあるのは、「行うよう努める」とする。

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 職員</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 施設長は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する常勤の者 とすること。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合 は、<u>同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること</u> ができる。</p> <p>(11)～(22) 省略</p> <p>4～8 省略</p> <p>9 運営規程の整備等</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の 概要、職員の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資する と認められる<u>事項</u>を掲示すること。</p> <p>(4) 設置者は、<u>前号に規定する事項</u>を記載した書面を当該軽費老人 ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 職員</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 施設長は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する常勤の者 とすること。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合 は、<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(11)～(22) 省略</p> <p>4～8 省略</p> <p>9 運営規程の整備等</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の 概要、職員の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資する と認められる<u>重要事項（次号および第5号において単に「重要事 項」という。）</u>を掲示すること。</p> <p>(4) 設置者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備 え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ</p>

ることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(5) 省略

10～17 省略

18 連携等

(1)・(2) 省略

(3) 設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、適当な医療機関との協力体制を整備すること。

(新設)

(新設)

(新設)

り、前号の規定による掲示に代えることができる。

(5) 設置者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

(6) 省略

10～17 省略

18 連携等

(1)・(2) 省略

(3) 設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めること。

(4) 設置者は、前号の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次のアおよびイに掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(5) 設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

(6) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協

	<p><u>定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(7) 設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(8) 設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めること。</u></p>
<p><u>(4)</u> 省略 19 省略</p>	<p><u>(9)</u> 省略 19 省略</p>

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 施設長は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する常勤の者 とすること。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合 は、<u>同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること ができる。</u></p> <p>(17)～(27) 省略</p> <p>5～17 省略</p> <p>18 連携等</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>設置者は、入院による医療を必要とする入所者のために、あら かじめ、適当な病院との協力体制を整備すること。</u></p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 施設長は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する常勤の者 とすること。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合 は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(17)～(27) 省略</p> <p>5～17 省略</p> <p>18 連携等</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、 次のアからウまでに掲げる要件を満たす協力医療機関（複数の医療 機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下この 項において同じ。）を定めること。</u></p> <p><u>ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が 相談に応じる体制を、常時確保していること。</u></p>

(新設)	<p><u>イ 当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>
(新設)	<p><u>ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。</u></p> <p>(4) <u>設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。</u></p>
(新設)	<p>(5) <u>設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p>
(新設)	<p>(6) <u>設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。</u></p>
(新設)	<p>(7) <u>設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させ</u></p>

<p>(4) 省略</p> <p>19 省略</p>	<p><u>ることができるよう努めること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>19 省略</p>
----------------------------	--

滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p> 特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 処遇計画等</p> <p> (1) 省略</p> <p> (2) 施設長は、次に掲げるところにより、処遇計画に基づき、入所者の処遇を行うこと。</p> <p> ア～キ 省略</p> <p> (新設)</p> <p> ク 省略</p> <p>6～8 省略</p> <p>9 設置者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p> 特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 処遇計画等</p> <p> (1) 省略</p> <p> (2) 施設長は、次に掲げるところにより、処遇計画に基づき、入所者の処遇を行うこと。</p> <p> ア～キ 省略</p> <p> <u>ク 設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。</u></p> <p> ケ 省略</p> <p>6～8 省略</p> <p>9 <u>緊急時等の対応</u></p>

え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めること。

10～18 省略

19 連携等

(1)・(2) 省略

(3) 設置者は、入院による医療を必要とする入所者のために、あらかじめ、適当な病院との協力体制を整備すること。

(1) 設置者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師および第19項第3号に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めること。

(2) 設置者は、前号の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこと。

10～18 省略

19 連携等

(1)・(2) 省略

(3) 設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次のアからウまでに掲げる要件を満たす老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第2条第1項第4号ニに規定する協力医療機関（複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下この項において同じ。）を定めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を

	<p><u>行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。</u></p>
(新設)	<p><u>(4) 設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。</u></p>
(新設)	<p><u>(5) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p>
(新設)	<p><u>(6) 設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。</u></p>
(新設)	<p><u>(7) 設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めること。</u></p>
(4) 省略	(8) 省略
20 省略	20 省略
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）

ユニット型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 職員

(1)～(3) 省略

(新設)

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの職員については、別表第1第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

5～9 省略

別表第3・別表第4 省略

ユニット型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 職員

(1)～(3) 省略

(4) ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

(5) 前各号に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの職員については、別表第1第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

5～9 省略

別表第3・別表第4 省略

滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>訪問介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定訪問介護の事業</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 従業者</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ 管理者は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、または<u>同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>キ～シ 省略</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 訪問介護計画等</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 指定訪問介護事業者は、次に掲げるところにより、訪問介護計画に基づき、指定訪問介護を提供すること。</p> <p>(ア)～(オ) 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>訪問介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定訪問介護の事業</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 従業者</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ 管理者は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>キ～シ 省略</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 訪問介護計画等</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 指定訪問介護事業者は、次に掲げるところにより、訪問介護計画に基づき、指定訪問介護を提供すること。</p> <p>(ア)～(オ) 省略</p>

(新設)

(新設)

(カ) ~ (ケ) 省略

(7) 運営規程の整備等

ア~ウ 省略

エ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

オ 指定訪問介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

(新設)

カ 省略

(8)~(10) 省略

(カ) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(キ) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

(ク) ~ (サ) 省略

(7) 運営規程の整備等

ア~ウ 省略

エ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（オおよびカにおいて単に「重要事項」という。）を掲示すること。

オ 指定訪問介護事業者は、重要事項を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

カ 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

キ 省略

(8)~(10) 省略

(11) 記録の整備

ア 省略

イ 指定訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定訪問介護の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア)・(イ) 省略

(新設)

(ウ)～(オ) 省略

(12)～(17) 省略

2 共生型訪問介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 前項第1号および第4号から第17号までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第7号ア」と、同項第11号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとす

(11) 記録の整備

ア 省略

イ 指定訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定訪問介護の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 第6号ウ(キ)の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由の記録

(エ)～(カ) 省略

(12)～(17) 省略

2 共生型訪問介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 前項第1号および第4号から第17号までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第7号ア」と、同項第11号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「次項第3号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中「第14号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(オ)中「第15号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(カ)中「第16号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17

る。

3 基準該当訪問介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～ウ 省略

エ 管理者は、専らその職務に従事する者とする。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、または同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

オ・カ 省略

(3) 省略

(4) 第1項第1号、第4号（コおよびサを除く。）、第5号（アを除く。）、第6号（ウ（イ）を除く。）、第7号から第15号（カからクまでを除く。）まで、第16号および第17号の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「第3項第4号において準用する第7号ア」と、同号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項

号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

3 基準該当訪問介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～ウ 省略

エ 管理者は、専らその職務に従事する者とする。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

オ・カ 省略

(3) 省略

(4) 第1項第1号、第4号（コおよびサを除く。）、第5号（アを除く。）、第6号（ウ（イ）を除く。）、第7号から第15号（カからクまでを除く。）まで、第16号および第17号の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「第3項第4号において準用する第7号ア」と、同号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項

第11号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「第3項第4号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第3項第4号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条関係）

訪問入浴介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定訪問入浴介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 指定訪問入浴介護事業者は、次に掲げるところにより、指定訪問入浴介護を提供すること。

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第6号ウ（エ）から（カ）まで、（ク）および（ケ）の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員および介護職員」と読み替えるものとする。

(5) 省略

第11号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「第3項第4号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「第3項第4号において準用する第6号ウ（キ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第3項第4号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条関係）

訪問入浴介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定訪問入浴介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 指定訪問入浴介護事業者は、次に掲げるところにより、指定訪問入浴介護を提供すること。

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第6号ウ（エ）から（ク）まで、（コ）および（サ）の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員および介護職員」と読み替えるものとする。

(5) 省略

(6) 別表第1第1項第4号(サを除く。)、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号(イ(ア)を除く。)、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および介護職員」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「交通費」とあるのは「交通費および利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項およびサービスの利用に当たっての留意事項を」と、同項第11号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 基準該当訪問入浴介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 別表第1第1項第4号(コおよびサを除く。)、第5号(アを

(6) 別表第1第1項第4号(サを除く。)、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号(イ(ア)を除く。)、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および介護職員」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「交通費」とあるのは「交通費および利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項およびサービスの利用に当たっての留意事項を」と、同項第11号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中「第14号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ(オ)中「第15号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ(カ)中「第16号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 基準該当訪問入浴介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 別表第1第1項第4号(コおよびサを除く。)、第5号(アを

除く。)、第6号ウ(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、
第7号から第11号(イ(ア)を除く。)まで、第12号、第13号から
第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号ならびに第17号なら
びに前項第1号、第4号(エを除く。)および第5号アの規定は、
基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合におい
て、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および
介護職員」と、同表第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別
表第2第2項第3号において準用する第7号ア」と、同号ス中「内
容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者
に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内
容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当し
ない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同号
ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「交通費」とあるのは
「交通費および利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係
る費用」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項およびサ
ービスの利用に当たっての留意事項を」と、同項第9号イ中「設
備」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備」
と、同号エ中「医師」とあるのは「医師またはあらかじめ基準該当
訪問入浴介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ
(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第2第2項第3号において
準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは
「別表第2第2項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ
(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において

除く。)、第6号ウ(エ)から(ク)まで、(コ)および(サ)、
第7号から第11号(イ(ア)を除く。)まで、第12号、第13号から
第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号ならびに第17号なら
びに前項第1号、第4号(エを除く。)および第5号アの規定は、
基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合におい
て、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および
介護職員」と、同表第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別
表第2第2項第3号において準用する第7号ア」と、同号ス中「内
容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者
に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内
容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当し
ない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同号
ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「交通費」とあるのは
「交通費および利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係
る費用」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項およびサ
ービスの利用に当たっての留意事項を」と、同項第9号イ中「設
備」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備」
と、同号エ中「医師」とあるのは「医師またはあらかじめ基準該当
訪問入浴介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ
(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第2第2項第3号において
準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とある
のは「別表第2第2項第3号において準用する第6号ウ(キ)」
と、同号イ(エ)中「第14号イ」とあるのは「別表第2第2項第3

準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第3（第3条関係）

訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(9) 省略

(10) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員等」と読み替えるものとする。

4 省略

5 訪問看護計画書等

(1)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の指定訪問看護計画書等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)、(オ)および(キ)から(ケ)ま

号において準用する第14号イ」と、同号イ(オ)中「第15号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(カ)中「第16号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第3（第3条関係）

訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(9) 省略

(10) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同号カ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と読み替えるものとする。

4 省略

5 訪問看護計画書等

(1)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の指定訪問看護計画書等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)、(オ)および(ケ)から(サ)ま

での規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ(キ)および(ク)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

- 6 別表第1第1項第5号、第7号から第11号(イ(ア)を除く。)まで、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同項第5号イ中「と指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額」と、同項第9号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第5号イに規定する主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書および訪問看護報告書を」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、

での規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ(ケ)および(コ)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

- 6 別表第1第1項第5号、第7号から第11号(イ(ア)および(ウ)を除く。)まで、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同項第5号イ中「と指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額」と、同項第9号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第5号イに規定する主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書および訪問看護報告書を」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号セ」と、同号イ(エ)中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(オ)中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用

号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 訪問リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定訪問リハビリテーションの事業の訪問リハビリテーション計画等については、別表第1第1項第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（ア）、（エ）、（オ）および（キ）から（ケ）までの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号ウ（オ）中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ（キ）中「心身の状況」とあるのは「病状、心身の状況、希望」と、「相談および助言」とあるのは「サービスの提供」と、同号ウ（ク）中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号（サを除く。）、第5号、第7号（イ（オ）

する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 訪問リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定訪問リハビリテーションの事業の訪問リハビリテーション計画等については、別表第1第1項第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（ア）、（エ）、（オ）および（ケ）から（サ）までの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号ウ（オ）中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ（ケ）中「心身の状況」とあるのは「病状、心身の状況、希望」と、「相談および助言」とあるのは「サービスの提供」と、同号ウ（コ）中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号（サを除く。）、第5号、第7号（イ（オ）

およびカを除く。)から第9号(エを除く。)まで、第10号から第12号までおよび第13号から第17号までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額」と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ(エ)中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「訪問リハビリテーション計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第5(第3条関係)

およびカを除く。)から第9号(エを除く。)まで、第10号、第11号(イ(ウ)を除く。)、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額」と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ(エ)中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「訪問リハビリテーション計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号セ」と、同号イ(エ)中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(オ)中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(カ)中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第5(第3条関係)

居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営に関する
基準

1～4 省略

5 指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定居宅療養管理指導を提供すること。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の提供については、別表第1第1項第6号ウ(ア)、(エ)、(キ)、(ク)および(ケ)の規定を準用する。この場合において、同号ウ(ア)中「指定訪問介護の目標を設定し、計画的」とあるのは「計画的」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(キ)中「心身」とあるのは「病状、心身」と、相談および助言」とあるのは「サービスを提供」と、同号ウ(ク)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号(ケからサまでを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびカを除く。)から第9号(エを除く。)まで、第10号、第11号(イ(ア)を除く。)、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号シ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ソ中「係る」とある

居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営に関する
基準

1～4 省略

5 指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定居宅療養管理指導を提供すること。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の提供については、別表第1第1項第6号ウ(ア)、(エ)および(ケ)から(サ)までの規定を準用する。この場合において、同号ウ(ア)中「指定訪問介護の目標を設定し、計画的」とあるのは「計画的」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(ケ)中「心身」とあるのは「病状、心身」と、相談および助言」とあるのは「サービスを提供」と、同号ウ(コ)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号(ケからサまでを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびキを除く。)から第9号(エを除く。)まで、第10号、第11号(イ(ア)および(ウ)を除く。)、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号シ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ソ中

のは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した」とあるのは「指定居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ（エ）中「内容」とあるのは「種類」と、同項第11号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6（第3条関係）

通所介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定通所介護の事業

(1)～(4) 省略

(5) 通所介護計画等

「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した」とあるのは「指定居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ（エ）中「内容」とあるのは「種類」と、同項第11号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号セ」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6（第3条関係）

通所介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定通所介護の事業

(1)～(4) 省略

(5) 通所介護計画等

ア・イ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定通所介護の事業の通所介護計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と読み替えるものとする。

(6)～(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号(サおよびシを除く。)、第5号、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第15号までおよび第17号の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所介護の提供において提供され

ア・イ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定通所介護の事業の通所介護計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(ク)まで、(コ)および(サ)の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と読み替えるものとする。

(6)～(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号(サおよびシを除く。)、第5号、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第15号までおよび第17号の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所介護の提供において提供され

る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 共生型通所介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 別表第1第1項第4号（サおよびシを除く。）、第5号、第6

る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第6第1項第5号ウにおいて準用する第6号ウ（キ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 共生型通所介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 別表第1第1項第4号（サおよびシを除く。）、第5号、第6

号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第16号(ウおよびエを除く。)までならびに第17号ならびに前項第1号、第2号エ、第4号および第5号(ウを除く。)から第8号(ウを除く。)までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、共生型通所介護に通常要する時間を超える共生型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共生型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他共生型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに共生型通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事

号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(ク)まで、(コ)および(サ)、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第16号(ウおよびエを除く。)までならびに第17号ならびに前項第1号、第2号エ、第4号および第5号(ウを除く。)から第8号(ウを除く。)までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、共生型通所介護に通常要する時間を超える共生型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共生型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他共生型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに共生型通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事

項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第2項第3号において準用する同表第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号オ」と、前項第2号エ中「ウただし書の場合（指定通所介護事業者が、夜間および深夜に当該指定通所介護事業所の設備を当該指定通所介護事業所の用途以外の用途（宿泊サービスの事業の用途に限る。）に供する場合に限る。）」とあるのは「夜間および深夜に当該共生型通所介護の事業を行う事業所の設備を当該事業所の用途以外の用途（宿泊サービスの事業の用途に限る。）に供する場合」と読み替えるものとする。

3 基準該当通所介護の事業

(1)・(2) 省略

項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第6号ウ（キ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第2項第3号において準用する同表第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号オ」と、前項第2号エ中「ウただし書の場合（指定通所介護事業者が、夜間および深夜に当該指定通所介護事業所の設備を当該指定通所介護事業所の用途以外の用途（宿泊サービスの事業の用途に限る。）に供する場合に限る。）」とあるのは「夜間および深夜に当該共生型通所介護の事業を行う事業所の設備を当該事業所の用途以外の用途（宿泊サービスの事業の用途に限る。）に供する場合」と読み替えるものとする。

3 基準該当通所介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 別表第1第1項第4号(コからシまでを除く。)、第5号(アを除く。)、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号(ウおよびエを除く。)ならびに第17号ならびに第1項第1号、第4号および第5号(ウを除く。)から第8号(ウを除く。)までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第7号ア」と、同号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、基準該当通所介護に通常要する時間を超える基準該当通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の基準該当通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他基準該当通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるも

(3) 別表第1第1項第4号(コからシまでを除く。)、第5号(アを除く。)、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(ク)まで、(コ)および(サ)、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号(ウおよびエを除く。)ならびに第17号ならびに第1項第1号、第4号および第5号(ウを除く。)から第8号(ウを除く。)までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第7号ア」と、同号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、基準該当通所介護に通常要する時間を超える基準該当通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の基準該当通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他基準該当通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるも

の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ア（ウ）および（エ）中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに基準該当通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第7（第3条関係）

通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ア（ウ）および（エ）中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに基準該当通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第6号ウ（キ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第7（第3条関係）

通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 通所リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の通所リハビリテーション計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)、(オ)および(キ)から(ケ)までならびに別表第6第1項第5号イ(ウ)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ(キ)中「心身」とあるのは「病状、心身」と、「利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行う」とあるのは「利用者に対し、適切なサービスを提供する」と、同号ウ(ク)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

5 別表第1第1項第4号(サおよびシを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびカを除く。)、第8号、第10号から第12号までおよび第13号から第17号までならびに別表第6第1項第4号、第6号および第7号の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは

1～3 省略

4 通所リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の通所リハビリテーション計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)、(オ)および(ケ)から(サ)までならびに別表第6第1項第5号イ(ウ)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ(ケ)中「心身」とあるのは「病状、心身」と、「利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行う」とあるのは「利用者に対し、適切なサービスを提供する」と、同号ウ(コ)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

5 別表第1第1項第4号(サおよびシを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびカを除く。)、第8号、第10号、第11号(イ(ウ)を除く。)および第12号から第17号までならびに別表第6第1項第4号、第6号および第7号の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号

「別表第7第5項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所リハビリテーションの利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所リハビリテーション計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるの

ア」とあるのは「別表第7第5項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所リハビリテーションの利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所リハビリテーション計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号セ」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号

は「別表第7第5項において準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と読み替えるものとする。

別表第8（第3条関係）

短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所生活介護の事業

(1)～(6) 省略

(7) 短期入所生活介護計画等

ア 省略

イ 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げるところにより、指定短期入所生活介護を提供すること。

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(エ) 省略

(新設)

オ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と読み替えるものとする。

別表第8（第3条関係）

短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所生活介護の事業

(1)～(6) 省略

(7) 短期入所生活介護計画等

ア 省略

イ 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げるところにより、指定短期入所生活介護を提供すること。

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(エ) 省略

(オ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに掲げる措置を講ずること。

a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を

(新設)

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業の短期入所生活介護計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク) および(ケ)の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と読み替えるものとする。

3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

c 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

ウ 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

エ アからウまでに定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業の短期入所生活介護計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(コ) および(サ)の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と読み替えるものとする。

(8)～(11) 省略

(12) 別表第1第1項第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号（アおよびエを除く。）までおよび第17号ならびに別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第1項第7号イ（エ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて

(8)～(11) 省略

(12) 別表第1第1項第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号（アおよびエを除く。）までおよび第17号ならびに別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第8第1項第7号イ（エ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号オ」と読み替え

準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

(新設)

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カ、ケ、コおよびシ、別表第2第1項第3号カならびに前項第4号(セを除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と、同号ス中「別表第8第1項第4号ア」とあるのは「別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第4号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5) 短期入所生活介護計画等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の短期入所生活介護計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク)および(ケ)ならびに前項第7号アならびにイ(ウ)および(エ)の

るものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

オ アからエまでに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カ、ケ、コおよびシ、別表第2第1項第3号カならびに前項第4号(セを除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と、同号ス中「別表第8第1項第4号ア」とあるのは「別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第4号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5) 短期入所生活介護計画等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の短期入所生活介護計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(コ)および(サ)ならびに前項第7号ア、イ(ウ)から(オ)までおよび

規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第6号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と読み替えるものとする。

(6)～(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ、第5号オ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号ならびに前項第5号（エおよびオを除く。）、第6号（カを除く。）および第11号の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）、ユニットの数およびユニットごとの利用定員（同表第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）、サービスの利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13

ウの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第6号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と読み替えるものとする。

(6)～(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ、第5号オ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号ならびに前項第5号（エおよびオを除く。）、第6号（カを除く。）および第11号の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）、ユニットの数およびユニットごとの利用定員（同表第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）、サービスの利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13

号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ（エ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号オ」と、前項第5号イ中「第12号」とあるのは「次項第9号」と、同号ウ中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と読み替えるものとする。

3 共生型短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ、第5号オ、第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（エ）、（オ）、（ク）および（ケ）、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号（アおよびエを除く。）までな

号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ（エ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号オ」と、前項第5号イ中「第12号」とあるのは「次項第9号」と、同号ウ中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と読み替えるものとする。

3 共生型短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ、第5号オ、第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（エ）、（オ）、（コ）および（サ）、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号（アおよびエを除く。）までな

らびに第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号ならびに第1項第1号、第5号（オを除く。）、第6号（カを除く。）、第7号（ウを除く。）から第11号までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ（エ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号に

らびに第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号ならびに第1項第1号、第5号（オを除く。）、第6号（カを除く。）、第7号（エを除く。）から第11号までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ（エ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第16号イ」と、同項

において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号オ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第3項第4号」と読み替えるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護の事業

(1)～(5) 省略

(6) 別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、スおよびセ、第5号オ、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号(アおよびエを除く。)ならびに第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに第1項第1号、第5号(オを除く。)、第6号(アを除く。)、第7号(ウを除く。)から第11号までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号オ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。

第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号オ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第3項第4号」と読み替えるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護の事業

(1)～(5) 省略

(6) 別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、スおよびセ、第5号オ、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(コ)および(サ)、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号(アおよびエを除く。)ならびに第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに第1項第1号、第5号(オを除く。)、第6号(アを除く。)、第7号(エを除く。)から第11号までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号オ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。

ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師またはあらかじめ基準該当短期入所生活介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ（エ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号オ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第4項第6号」と、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と、同項第6号イ中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第8号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読

ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師またはあらかじめ基準該当短期入所生活介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ（エ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号オ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第4項第6号」と、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と、同項第6号イ中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第8号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

別表第9（第3条関係）

短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する
基準

1 指定短期入所療養介護の事業

(1) 省略

(2) 設備

ア 指定短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（オ）までに掲げる指定短期入所療養介護事業所（指定短期入所療養介護事業者が当該指定短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該（ア）から（オ）までに定める設備を設けること。

（ア） 介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要な施設および設備

（イ） 指定介護療養型医療施設（滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関

別表第9（第3条関係）

短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する
基準

1 指定短期入所療養介護の事業

(1) 省略

(2) 設備

ア 指定短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（オ）までに掲げる指定短期入所療養介護事業所（指定短期入所療養介護事業者が当該指定短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該（ア）から（オ）までに定める設備を設けること。

（ア） 介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号）第3条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要な施設および設備

（削除）

する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第21号。以下「指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）である指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要な設備

(ウ) 療養病床を有する病院または診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院または診療所として必要な設備

(エ)・(オ) 省略

イ ア(ウ)および(エ)に掲げる指定短期入所療養介護事業所には、消火用具、非常口その他非常災害に発生の際に必要な設備を設けること。

ウ 省略

(3) 従業者

ア 省略

イ 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所

(ア) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士を置くこと。

(イ) (ア)に規定する従業者の数は、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要な数が確保されるために必要な数以上

(イ) 療養病床を有する病院または診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院または診療所として必要な設備

(ウ)・(エ) 省略

イ ア(イ)および(ウ)に掲げる指定短期入所療養介護事業所には、消火用具、非常口その他非常災害に発生の際に必要な設備を設けること。

ウ 省略

(3) 従業者

ア 省略

(削除)

とすること。

ウ 療養病床を有する病院または診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所

（ア）・（イ） 省略

エ 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所

（ア） 省略

（イ） 看護職員または介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者および入院患者の数を3で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。

（ウ）・（エ） 省略

オ・カ 省略

キ アからカまでに定めるもののほか、指定短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア 指定短期入所療養介護事業者は、その心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、またはその家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図る

イ 療養病床を有する病院または診療所である指定短期入所療養介護事業所

（ア）・（イ） 省略

ウ 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所

（ア） 省略

（イ） 看護職員または介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。

（ウ）・（エ） 省略

エ・オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、指定短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア 指定短期入所療養介護事業者は、その心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、またはその家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図る

ために、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室または病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療を受ける必要がある者に対し、指定短期入所療養介護を提供すること。

イ 指定短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（エ）までに掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（ア） 省略

（イ） 療養病床を有する病院もしくは診療所または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床または老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数および病室の定員を超えることとなる利用者の数

（ウ）・（エ） 省略

ウ 省略

ために、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室または診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療を受ける必要がある者に対し、指定短期入所療養介護を提供すること。

イ 指定短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（エ）までに掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（ア） 省略

（イ） 療養病床を有する病院または診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数および病室の定員を超えることとなる利用者の数

（ウ）・（エ） 省略

ウ 省略

(5)・(6) 省略

(7) 別表第1第1項第5号オ、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク)および(ケ)、第7号(イ(オ)およびカを除く。)、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに別表第8第1項第6号(カを除く。)、第7号(ウを除く。)、第9号、第10号(アを除く。)および第11号の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに施設の利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とある

(5)・(6) 省略

(7) 別表第1第1項第5号オ、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(コ)および(サ)、第7号(イ(オ)およびカを除く。)、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに別表第8第1項第6号(カを除く。)、第7号(エを除く。)、第9号、第10号(アを除く。)および第11号の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに施設の利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する別表

のは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号ア(ア)中「状況」とあるのは「状況、病状」と、「環境を踏まえて」とあるのは「環境ならびに医師の診療の方針に基づき」と、同号イ(ア)中「日常生活に必要な援助」とあるのは「当該利用者の療養」と、同号イ(イ)中「短期入所生活介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同項第9号ア中「およびし好」とあるのは「、病状およびし好」と、同号イ中「利用者が」とあるのは「利用者の自立の支援に配慮し、」と、同項第10号イ中「教養または娯楽に関する設備等を備えるほか、必要」とあるのは「必要」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護の事業

- (1) 省略
- (2) 設備

第8第1項第7号イ(エ)」と、同号イ(エ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(オ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(カ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号ア(ア)中「状況」とあるのは「状況、病状」と、「環境を踏まえて」とあるのは「環境ならびに医師の診療の方針に基づき」と、同号イ(ア)中「日常生活に必要な援助」とあるのは「当該利用者の療養」と、同号イ(イ)中「短期入所生活介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同項第9号ア中「およびし好」とあるのは「、病状およびし好」と、同号イ中「利用者が」とあるのは「利用者の自立の支援に配慮し、」と、同項第10号イ中「教養または娯楽に関する設備等を備えるほか、必要」とあるのは「必要」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護の事業

- (1) 省略
- (2) ユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、

15人を超えないこと。

ア ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から

（エ）までに掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護事業者が当該ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類
の区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める設備を設けること。

（ア） ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット型介護老人保健施設として必要な施設および設備

（イ） ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設基準条例第3条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット型指定介護療養型医療施設として必要な設備

（ウ） 療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院または診療所に限る。）として必要な設備

（エ） ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット型介護医療院として必要な施設および設備

イ ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護

予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス基準条例別表第9第2項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護（同表第1項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同表第2項第2号アに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（新設）

(3) 設備

ア ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護事業者が当該ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）には、ユニット型介護老人保健施設として必要な施設および設備を設けること。

イ ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げるところにより、ユニットごとに病室、共同生活室、洗面設備および便所を設けるほか、浴室および機能訓練室ならびに消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けること。

(ア) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

a 病室

(a) 定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(b) 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(c) 床面積は、10.65平方メートル（(a)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル）以上とすること。

(d) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

b 共同生活室

(a) 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営む場所としてふさわしい形状とすること。

(b) 床面積の標準は、2平方メートルに当該ユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上とすること。

(c) 必要な設備および備品を備えること。

c 洗面設備および便所

(a) 病室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を設けること。

(b) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(c) 便所には、ブザーまたはこれに代わる設備を設けるこ

と。

d 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

e 機能訓練室

(a) 床面積は、40平方メートル以上（診療所であるものにあつては、機能訓練を行うために必要な広さを有するもの）とすること。

(b) 必要な設備および備品を設けること。

f 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。

(イ) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、浴室、機能訓練室および廊下を当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用途以外の用途に供しないこと。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

ウ ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、ユニット型介護医療院として必要な施設および設備を設けること。

エ ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス基準条例別表第9第2項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット

(3) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシ、別表第2第1項第3号カならびに前項第3号アからカまでの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と、前項第3号カ中「別表第9第1項第3号ア」とあるのは「別表第9第2項第3号エにおいて準用する同表第1項第3号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第3号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の種

型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護（同表第1項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同表第2項第3号アからウまでに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシ、別表第2第1項第3号カ、別表第8第2項第4号エならびに前項第3号アからカまでの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と、前項第3号カ中「別表第9第1項第3号ア」とあるのは「別表第9第2項第3号エにおいて準用する同表第1項第3号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第3号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次の(ア)または(イ)に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の種類の

類の区分に応じ、当該（ア）から（ウ）までに掲げる利用者（ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護またはユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この号において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定短期入所療養介護を利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（ア） 省略

（イ） ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合におけるユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者の定員および病室の定員を超えることとなる利用者の数

（ウ） 省略

イ 省略

（5） 別表第1第1項第5号オ、第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（エ）、（オ）、（ク）および（ケ）、第7号（イ（オ）およびカを除く。）、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第

区分に応じ、当該（ア）または（イ）に掲げる利用者（ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護またはユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この号において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定短期入所療養介護を利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（ア） 省略

（削除）

（イ） 省略

イ 省略

（6） 別表第1第1項第5号オ、第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（エ）、（オ）、（コ）および（サ）、第7号（イ（オ）およびカを除く。）、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第

16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号、別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号イ（ウ）および（エ）、第8号ウ、エおよびカナらびに第11号ならびに同表第2項第5号ア、第6号および第7号ならびに前項第4号ア、第5号および第6号アの規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ア（ウ）および（エ）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに施設の利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ（エ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは

16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号、別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号イ（ウ）から（オ）までおよびウ、第8号ウ、エおよびカナらびに第11号ならびに同表第2項第5号ア、第6号および第7号ならびに前項第4号ア、第5号および第6号アの規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ア（ウ）および（エ）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに施設の利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ（エ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号に

「別表第9第2項第5号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と、別表第8第1項第6号ウ（ウ）中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第8号ウ中「心身」とあるのは「病状および心身」と、「援助」とあるのは「支援」と、同号エ中「利用者」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、利用者」と、同号カ中「介護を」とあるのは「看護および介護を」と、同表第2項第6号ア中「介護」とあるのは「看護および医学的管理の下における介護」と、「心身」とあるのは「病状、心身」と、同号イ中「心身」とあるのは「病状、心身」と読み替えるものとする。

別表第10（第3条関係）

特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定特定施設入居者生活介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア～ス 省略

(新設)

において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と、別表第8第1項第6号ウ（ウ）中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第8号ウ中「心身」とあるのは「病状および心身」と、「援助」とあるのは「支援」と、同号エ中「利用者」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、利用者」と、同号カ中「介護を」とあるのは「看護および医学的管理の下における介護」と、「心身」とあるのは「病状、心身」と、同号イ中「心身」とあるのは「病状、心身」と読み替えるものとする。

別表第10（第3条関係）

特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定特定施設入居者生活介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア～ス 省略

セ 次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のいずれにも適合する場合におけるウおよびク（イ）の規定の適用については、これらの規定中「数）」とあるのは、「数）に0.9を乗じて得た数」と

セ アからスまでに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに同表第3項第2号エならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問

する。

(ア) 第8号において準用する別表第8第1項第7号ウに規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るための取組に関する次のaからeまでに掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること。

a 利用者の安全およびケアの質の確保

b 従業者の負担の軽減および勤務の状況への配慮

c 緊急時の体制の整備

d 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（(イ)において「介護機器」という。）の定期的な点検

e 従業者に対する研修

(イ) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(ウ) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るため、従業者の役割分担が適切に行われていること。

(エ) (ア) に規定する取組により介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減が行われていると認められること。

ソ アからセまでに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに同表第3項第2号エならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問

介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4)・(5) 省略

(6) 特定施設サービス計画等

ア～ウ 省略

(新設)

エ アからウまでに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の特定施設サービス計画等については、別表第1第1項第6号ウ(オ)および(ケ)の規定を準用する。この場合において、同号ウ(オ)中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(7) 連携等

ア 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、利用者の病状の急変等に対応するため、省令第123条第1項第13号に規定する協力医療機関を定めること。

(新設)

介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4)・(5) 省略

(6) 特定施設サービス計画等

ア～ウ 省略

エ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康を保持することができるよう、口腔衛生の管理体制を整備するとともに、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

オ アからエまでに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の特定施設サービス計画等については、別表第1第1項第6号ウ(オ)および(ケ)の規定を準用する。この場合において、同号ウ(オ)中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(7) 連携等

ア 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、利用者の病状の急変等に対応するため、省令第123条第1項第12号に規定する協力医療機関(以下この号において「協力医療機関という。」)を定めること。

イ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、アの規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の(ア)および(イ)に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。

(新設)	<u>(ア) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。</u>
(新設)	<u>(イ) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> ウ <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。</u>
(新設)	エ <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（オにおいて「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。オにおいて同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u>
(新設)	オ <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。</u>
(新設)	カ <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、</u>

イ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の連携等については、別表第1第1項第16号（アおよびエを除く。）の規定を準用する。

- (8) 別表第1第1項第5号、第7号（イ（ウ）を除く。）、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第15号までおよび第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号ならびに別表第8第1項第8号（エからカまでを除く。）ならびに第10号アおよびウの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続、施設の利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師

退院することができるようになった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めること。

キ 省略

ク アからキまでに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の連携等については、別表第1第1項第16号（アおよびエを除く。）の規定を準用する。

- (8) 別表第1第1項第5号、第7号（イ（ウ）を除く。）、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第15号までおよび第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号ならびに別表第8第1項第7号ウおよび第8号（エからカまでを除く。）ならびに第10号アおよびウの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続、施設の利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同項第9号エ中「医

または別表第10第1項第7号アに規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第4号ケの規定による結果の記録および同項第6号ウ（オ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「特定施設サービス計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第10第1項第4号ク」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第1項第4号コにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第8号イ中「1週間」とあるのは「自ら入浴が困難な利用者について、1週間」と、同号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、同項第10号ア中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と読み替えるものとする。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(6) 省略

(7) 別表第1第1項第5号、第6号ウ（オ）および（ケ）、第7号

師」とあるのは「医師または別表第10第1項第7号アに規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第10第1項第4号ケの規定による結果の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「特定施設サービス計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第10第1項第4号ク」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第10第1項第6号ウ（オ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第1項第4号コにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第8号イ中「1週間」とあるのは「自ら入浴が困難な利用者について、1週間」と、同号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、同項第10号ア中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と読み替えるものとする。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(6) 省略

(7) 別表第1第1項第5号、第6号ウ（オ）および（ケ）、第7号

(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号、別表第8第1項第10号(イを除く。)ならびに前項第6号(エを除く。)および第7号(ウを除く。)の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、受託居宅サービス事業者および受託居宅サービス事業所の名称および所在地、利用者が他の居室に移る場合の条件および手続、施設の利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第7号アに規定する協力医療機関」と、同項第10号ア中「指定訪問介護の」とあるのは「基本サービスの」と、同項第11号ア中「および会計」とあるのは「、会計および受託居宅サービス事業者」と、同号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第2項第5号イの規定による受託居

(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号、別表第8第1項第10号(イを除く。)ならびに前項第6号(オを除く。)および第7号(クを除く。)の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、受託居宅サービス事業者および受託居宅サービス事業所の名称および所在地、利用者が他の居室に移る場合の条件および手続、施設の利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第7号アに規定する協力医療機関」と、同項第10号ア中「指定訪問介護の」とあるのは「基本サービスの」と、同項第11号ア中「および会計」とあるのは「、会計および受託居宅サービス事業者」と、同号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第2項第5号イの規定による受託居

宅サービス事業者から受けた報告の記録、同号エの規定による結果等の記録、同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号ウ（オ）の規定による身体的拘束等の記録をと、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「特定施設サービス計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて読み替えて準用する同表第1項第4号ク」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第10号ア中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と、前項第6号イ（オ）中「従業者」とあるのは「従業者および受託居宅サービス事業者」と、同号ウ（イ）中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

別表第11（第3条関係）

福祉用具貸与の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

宅サービス事業者から受けた報告の記録、同号エの規定による結果等の記録および同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録をと、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「特定施設サービス計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて読み替えて準用する同表第1項第4号ク」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第6号ウ（オ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第10号ア中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と、前項第6号イ（オ）中「従業者」とあるのは「従業者および受託居宅サービス事業者」と、同号ウ（イ）中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

別表第11（第3条関係）

福祉用具貸与の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定福祉用具貸与の事業

(1)～(3) 省略

(4) 福祉用具貸与計画等

ア 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況およびその置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与計画（指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。この場合において、別表第12第1項に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、同表第5項第1号に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

イ 指定福祉用具貸与事業者は、次に掲げるところにより、福祉用具貸与計画に基づき、指定福祉用具貸与を提供すること。

(ア) 省略

(新設)

1 指定福祉用具貸与の事業

(1)～(3) 省略

(4) 福祉用具貸与計画等

ア 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況およびその置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与計画（指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（イにおいて「実施状況の把握」という。）を行う時期等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。この場合において、別表第12第1項に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、同表第5項第1号に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

イ 指定福祉用具貸与事業者は、次に掲げるところにより、福祉用具貸与計画に基づき、指定福祉用具貸与を提供すること。

(ア) 省略

(イ) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与または指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、

(イ) ~ (ケ) 省略

(新設)

(新設)

(新設)

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定福祉用具貸与の事業の福祉用具貸与計画等については、別表第1第1項第6号ア ((ア)を除く。) ならびにウ (ア)、(エ)、(ク) および (ケ) の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ア (エ) 中「利用者」とあるのは「利用者および当該利用者に係る介護支援専門員」と、同号ウ (ア) 中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ (エ) 中「提供すること」とある

言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体
状況等を踏まえ、提案を行うこと。

(ウ) ~ (コ) 省略

(サ) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、実施状況の把握を行うこと。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始の時から6月以内に1回以上実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うこと。

(シ) 福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告すること。

(ス) 福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定福祉用具貸与の事業の福祉用具貸与計画等については、別表第1第1項第6号ア ((ア) および (オ) を除く。) ならびにウ (ア)、(エ)、(カ)、(キ)、(コ) および (サ) の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ア (エ) 中「利用者」とあるのは「利用者および当該利用者に係る介護支援専門員」と、同号ウ (ア) 中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ

のは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と読み替えるものとする。

(5)・(6) 省略

(7) 別表第1第1項第4号(サを除く。)、第5号、第8号、第10号から第12号までおよび第13号から第17号までの規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第6号イにおいて準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号シ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ス中「を提供した日およびその内容」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号ソ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号ウ中「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において指定福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同号オ中「内容」とあるのは「種目、品名」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第11第1項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同

(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と読み替えるものとする。

(5)・(6) 省略

(7) 別表第1第1項第4号(サを除く。)、第5号、第8号、第10号から第12号までおよび第13号から第17号までの規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第6号イにおいて準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号シ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ス中「を提供した日およびその内容」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号ソ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号ウ中「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において指定福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同号オ中「内容」とあるのは「種目、品名」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第11第1項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同

号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業

(1) 省略

(2) 別表第1第1項第4号（コおよびサを除く。）、第5号（アを除く。）、第6号ア（イ）から（カ）までならびにウ（ア）、（エ）、（ク）および（ケ）、第7号（イ（オ）を除く。）、第8号、第9号（エを除く。）から第12号まで、第13号から第15号（カからクまでを除く。）まで、第16号ならびに第17号ならびに前項第1号、第2号、第4号（ウを除く。）、第5号（エを除く。）および第6号アの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中

号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第11第1項第4号ウにおいて準用する第6号ウ（キ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業

(1) 省略

(2) 別表第1第1項第4号（コおよびサを除く。）、第5号（アを除く。）、第6号ア（イ）から（カ）までならびにウ（ア）、（エ）、（カ）、（キ）、（コ）および（サ）、第7号（イ（オ）を除く。）、第8号、第9号（エを除く。）から第12号まで、第13号から第15号（カからクまでを除く。）まで、第16号ならびに第17号ならびに前項第1号、第2号、第4号（ウを除く。）、第5号（エを除く。）および第6号アの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相

「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号シ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ス中「を提供した日およびその内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号ソ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において基準該当福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同項第6号ア中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号ウ（ア）中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ（エ）中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ（エ）中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、同号エ中「概要、訪問介護員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同

談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号シ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ス中「を提供した日およびその内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号ソ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において基準該当福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同項第6号ア中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号ウ（ア）中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ（エ）中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ（エ）中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、同号エ中「概要、訪問介護員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「訪問介護員等」とあるの

項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第12（第3条関係）

特定福祉用具販売の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 特定福祉用具販売計画等

(1) 省略

(新設)

は「従業者」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第6号ウ（キ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第12（第3条関係）

特定福祉用具販売の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 特定福祉用具販売計画等

(1) 省略

(2) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと。

(2) 前号に定めるもののほか、特定福祉用具販売計画の作成等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)、(ケ)および(ク)ならびに別表第11第1項第4号イ((エ)および(キ)を除く。)の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第6号ウ(ア)中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、別表第11第1項第4号イ中「福祉用具貸与計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と、同号イ(ア)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料、全国平均貸与価格等」とあるのは「販売費用の額等」と、「貸与」とあるのは「販売」と、同号イ(イ)中「貸与する福祉用具」とあるのは「販売する特定福祉用具」と、同号イ(ウ)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「留意事項、故障時の対応等」とあるのは「留意事項等」と、同号イ(オ)中「当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じ、指定福祉用具貸与の必要性を検討した上で継続する場合には、その」とあるのは「その」と、同号イ(ク)中「福祉用具を貸与する」とあるのは「特定福祉用具を販売する」と、同号イ(ケ)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号(コ、サおよびスを除く。)、第7号(イ

(3) 前号に定めるもののほか、特定福祉用具販売計画の作成等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)および(サ)ならびに別表第11第1項第4号イ((ク)を除く。)の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第6号ウ(ア)中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、別表第11第1項第4号イ中「福祉用具貸与計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と、同号イ(ア)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料、全国平均貸与価格等」とあるのは「販売費用の額等」と、「貸与」とあるのは「販売」と、同号イ(ウ)中「貸与する福祉用具」とあるのは「販売する特定福祉用具」と、同号イ(エ)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「留意事項、故障時の対応等」とあるのは「留意事項等」と、同号イ(カ)中「当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じ、指定福祉用具貸与の必要性を検討した上で継続する場合には、その」とあるのは「その」と、同号イ(ケ)中「福祉用具を貸与する」とあるのは「特定福祉用具を販売する」と、同号イ(ク)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号(コ、サおよびスを除く。)、第7号(イ

(オ)を除く。)、第8号、第9号(エを除く。)から第12号までおよび第13号から第17号までならびに別表第11第1項第6号アの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第12第6項において準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、同号シ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ソ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、同号エ中「概要、訪問介護員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号オ」と、別表第11第1項第6号ア中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(オ)を除く。)、第8号、第9号(エを除く。)から第12号までおよび第13号から第17号までならびに別表第11第1項第6号アの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第12第6項において準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、同号シ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ソ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、同号エ中「概要、訪問介護員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第12第5項第3号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(エ)中「第14号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(オ)中「第15号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(カ)中「第16号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号オ」と、別表第11第1項第6号ア中「福

社用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1・別表第2 省略</p> <p>別表第3（第3条関係）</p> <p>訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「<u>看護職員等</u>」と、同号カ中「または」とあるのは「<u>または同一の敷地内にある</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 訪問看護計画書等</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の指定訪問看護計画書等については、別表第1第1項第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（ア）、（エ）、<u>（オ）</u>および（ケ）から（サ）までの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1・別表第2 省略</p> <p>別表第3（第3条関係）</p> <p>訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、<u>「看護職員等」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 訪問看護計画書等</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の指定訪問看護計画書等については、別表第1第1項第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（ア）、（エ）<u>から（キ）</u>までおよび（ケ）から（サ）までの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介</p>

とあるのは「看護職員等」と、同号ウ（オ）中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ（ケ）および（コ）中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

- 6 別表第1第1項第5号、第7号から第11号（イ（ア）および（ウ）を除く。）まで、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額」と、同項第9号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第5号イに規定する主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書および訪問看護報告書を」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号セ」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用

とあるのは「看護職員等」と、同号ウ（オ）中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ（ケ）および（コ）中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

- 6 別表第1第1項第5号、第7号から第11号（イ（ア）を除く。）まで、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額」と、同項第9号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第5号イに規定する主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書および訪問看護報告書を」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第3第5項第6号において準用する第6号ウ（キ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用す

する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(新設)

る第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合にあっては、滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号。以下「介護医療院基準条例」という。）別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことを

(4) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス基準条例別表第4第4項第1号および第2号に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第1号および第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) 省略

5 訪問リハビリテーション計画等

(1) 医師および理学療法士等は、次に掲げるところにより、訪問リハビリテーション計画（指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。

ア～ウ 省略

(新設)

もって、前号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス基準条例別表第4第4項第1号から第4号までに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第1号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(6) 省略

5 訪問リハビリテーション計画等

(1) 医師および理学療法士等は、次に掲げるところにより、訪問リハビリテーション計画（指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。

ア～ウ 省略

エ 医師および理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

(2)・(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定訪問リハビリテーションの事業の訪問リハビリテーション計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)、(オ)および(ケ)から(サ)までの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ(ケ)中「心身の状況」とあるのは「病状、心身の状況、希望」と、「相談および助言」とあるのは「サービスの提供」と、同号ウ(コ)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号(サを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびキを除く。)から第9号(エを除く。)まで、第10号、第11号(イ(ウ)を除く。)、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医

(2)・(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定訪問リハビリテーションの事業の訪問リハビリテーション計画等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ) から(キ)までおよび(ケ)から(サ)までの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ(ケ)中「心身の状況」とあるのは「病状、心身の状況、希望」と、「相談および助言」とあるのは「サービスの提供」と、同号ウ(コ)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号(サを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびキを除く。)から第9号(エを除く。)まで、第10号から第12号までおよび第13号から第17号までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律

療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ(エ)中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「訪問リハビリテーション計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号セ」と、同号イ(エ)中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(オ)中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(カ)中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第5（第3条関係）

居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定居宅療養管理指導を提供すること。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の提供については、別表第1第1項第6号ウ(ア)、(エ)および(ケ)から

第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ(エ)中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第11号イ

(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「訪問リハビリテーション計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第4第5項第4号において準用する第6号ウ(キ)」

と、同号イ(エ)中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(オ)中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(カ)中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第5（第3条関係）

居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定居宅療養管理指導を提供すること。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の提供については、別表第1第1項第6号ウ(ア)、(エ)、(カ)、(キ)

(サ)までの規定を準用する。この場合において、同号ウ(ア)中「指定訪問介護の目標を設定し、計画的」とあるのは「計画的」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(ケ)中「心身」とあるのは「病状、心身」と、相談および助言」とあるのは「サービスを提供」と、同号ウ(コ)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

- 6 別表第1第1項第4号(ケからサまでを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびキを除く。)から第9号(エを除く。)まで、第10号、第11号(イ(ア)および(ウ)を除く。)、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号シ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した」とあるの

および(ケ)から(サ)までの規定を準用する。この場合において、同号ウ(ア)中「指定訪問介護の目標を設定し、計画的」とあるのは「計画的」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(ケ)中「心身」とあるのは「病状、心身」と、相談および助言」とあるのは「サービスを提供」と、同号ウ(コ)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

- 6 別表第1第1項第4号(ケからサまでを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびキを除く。)から第9号(エを除く。)まで、第10号、第11号(イ(ア)を除く。)、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号シ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した」とあるのは「指定居宅療

は「指定居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ（エ）中「内容」とあるのは「種類」と、同項第11号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号セ」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略

別表第7（第3条関係）

通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(新設)

養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ（エ）中「内容」とあるのは「種類」と、同項第11号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第5第5項第4号において準用する第6号ウ（キ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略

別表第7（第3条関係）

通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(6) 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合にあっては、介護老人保健施設基準条例別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを

(6) 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス基準条例別表第7第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分を除く。）から第4号までに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第1号（管理者に係る部分を除く。）から第4号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) 省略

4 通所リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の通所リハビリテーション計画等については、別表第1第1項第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（ア）、（エ）、（オ）および（ケ）から（サ）までならびに別表第6第1項第5号イ（ウ）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ウ（オ）中

除く。）または介護医療院基準条例別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第4号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス基準条例別表第7第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分を除く。）から第4号までおよび第6号に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第1号（管理者に係る部分を除く。）から第4号までおよび前号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8) 省略

4 通所リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の通所リハビリテーション計画等については、別表第1第1項第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（ア）、（エ）から（キ）までおよび（ケ）から（サ）まで、別表第4第5項第1号エならびに別表第6第1項第5号イ（ウ）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、

「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ（ケ）中「心身」とあるのは「病状、心身」と、「利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行う」とあるのは「利用者に対し、適切なサービスを提供する」と、同号ウ（コ）中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

- 5 別表第1第1項第4号（サおよびシを除く。）、第5号、第7号（イ（オ）およびカを除く。）、第8号、第10号、第11号（イ（ウ）を除く。）、および第12号から第17号までならびに別表第6第1項第4号、第6号および第7号の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第7第5項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内にお

別表第1第1項第6号ウ（オ）中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ウ（ケ）中「心身」とあるのは「病状、心身」と、「利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行う」とあるのは「利用者に対し、適切なサービスを提供する」と、同号ウ（コ）中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、別表第4第5項第1号エ中「理学療法士等」とあるのは「理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

- 5 別表第1第1項第4号（サおよびシを除く。）、第5号、第7号（イ（オ）およびカを除く。）、第8号および第10号から第17号までならびに別表第6第1項第4号、第6号および第7号の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第7第5項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーショ

いて、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所リハビリテーションの利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所リハビリテーション計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号セ」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と読み替えるものとする。

別表第8 省略

別表第9（第3条関係）

ンに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所リハビリテーションの利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所リハビリテーション計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第7第4項第4号において準用する第6号ウ（キ）」と、同号イ（エ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第14号イ」と、同号イ（オ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第15号イ」と、同号イ（カ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と読み替えるものとする。

別表第8 省略

別表第9（第3条関係）

短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所療養介護の事業

(1) 省略

(2) 設備

ア 指定短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（オ）までに掲げる指定短期入所療養介護事業所（指定短期入所療養介護事業者が当該指定短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該（ア）から（オ）までに定める設備を設けること。

（ア） 介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号）第3条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要な施設および設備

（イ）・（ウ） 省略

（エ） 介護医療院（ユニット型介護医療院（滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）第3条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）を除く。

短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所療養介護の事業

(1) 省略

(2) 設備

ア 指定短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（オ）までに掲げる指定短期入所療養介護事業所（指定短期入所療養介護事業者が当該指定短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該（ア）から（オ）までに定める設備を設けること。

（ア） 介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第3条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要な施設および設備

（イ）・（ウ） 省略

（エ） 介護医療院（ユニット型介護医療院（介護医療院基準条例第3条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要な施設および設備

<p>く。以下この項において同じ。) である指定短期入所療養介護 事業所 介護医療院として必要な施設および設備</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表第10以下 省略</p>	<p>イ・ウ 省略</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表第10以下 省略</p>
---	---

滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士等、栄養士等または介護支援専門員については、次のアからウまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからウまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p><u>エ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設である病院 介護支援専門員</u></p> <p>(3)～(13) 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士等、栄養士等または介護支援専門員については、次のアからウまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからウまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>(削除)</p> <p>(3)～(13) 省略</p>

(14) 介護老人保健施設の管理者（以下この表において「管理者」という。）は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者とする。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合にあつては同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この号において同じ。）の職務に従事する場合で当該本体施設の管理上支障のないときにあつてはサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）またはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に、それぞれ従事することができる。

(15)～(21) 省略

4・5 省略

6 施設サービス計画等

(1)～(3) 省略

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護保健施設サービスを提供すること。

ア～キ 省略

(新設)

(14) 介護老人保健施設の管理者（以下この表において「管理者」という。）は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者とする。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合にあつては他の事業所、施設等の職務に、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この号において同じ。）の職務に従事する場合で当該本体施設の管理上支障のないときにあつてはサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）またはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に、それぞれ従事することができる。

(15)～(21) 省略

4・5 省略

6 施設サービス計画等

(1)～(3) 省略

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護保健施設サービスを提供すること。

ア～キ 省略

ク 開設者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全ならびに

ク 省略

7 診療等

(1)～(5) 省略

(6) 医師は、当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の医師の診療を求める等適切な措置を講ずること。

(7)～(9) 省略

8～10 省略

11 運営規程の整備等

(1)～(3) 省略

(4) 開設者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他の介護保健施設サービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

(5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ

介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

ケ 省略

7 診療等

(1)～(5) 省略

(6) 医師は、当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第4項第4号に規定する協力医療機関その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の医師の診療を求める等適切な措置を講ずること。

(7)～(9) 省略

8～10 省略

11 運営規程の整備等

(1)～(3) 省略

(4) 開設者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他の介護保健施設サービスの選択に資すると認められる重要事項（次号および第6号において単に「重要事項」という。）を掲示すること。

(5) 開設者は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることに

せることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

12～20 省略

21 連携等

(1)～(3) 省略

(4) 開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第15号に規定する協力病院を定めること。

(新設)

より、前号の規定による掲示に代えることができる。

(6) 開設者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

12～20 省略

21 連携等

(1)～(3) 省略

(4) 開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次のアからウまでに掲げる要件を満たす介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第14号に規定する協力医療機関（複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下同じ。）を定めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該開設者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

(5) 開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

<p>(新設)</p>	<p><u>(6) 開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(7) 開設者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(8) 開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めること。</u></p>
<p><u>(5) 開設者は、あらかじめ、介護保険法施行規則第136条第1項第15号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</u></p>	<p><u>(9) 開設者は、あらかじめ、介護保険法施行規則第136条第1項第14号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</u></p>
<p>22 省略 別表第2（第3条関係） ユニット型介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準 1～3 省略 4 従業者</p>	<p>22 省略 別表第2（第3条関係） ユニット型介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準 1～3 省略 4 従業者</p>

(1)～(3) 省略

(新設)

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の従業者については、別表第1第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「への介護保健施設サービスの提供」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

5～9 省略

(1)～(3) 省略

(4) ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

(5) 前各号に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の従業者については、別表第1第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「への介護保健施設サービスの提供」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

5～9 省略

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 介護医療院の管理者（以下この表において「管理者」という。）は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者とする。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、<u>同一の敷地内にある他の事業所</u>もしくは施設等またはサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）もしくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>(13)～(19) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 施設サービス計画等</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 介護医療院の管理者（以下この表において「管理者」という。）は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者とする。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、<u>他の事業所</u>もしくは施設等またはサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）もしくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>(13)～(19) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 施設サービス計画等</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護医療院サービスを提供すること。

ア～キ 省略

(新設)

ク 省略

7 診療等

(1)～(5) 省略

(6) 医師は、当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の医師の診療を求める等適切な措置を講ずること。

(7)～(9) 省略

8～10 省略

11 運営規程の整備等

(1)～(3) 省略

(4) 開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護医療院サービスを提供すること。

ア～キ 省略

ク 開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

ケ 省略

7 診療等

(1)～(5) 省略

(6) 医師は、当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第21項第4号に規定する協力医療機関その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の医師の診療を求める等適切な措置を講ずること。

(7)～(9) 省略

8～10 省略

11 運営規程の整備等

(1)～(3) 省略

(4) 開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概

要、従業者の勤務の体制、利用料その他の介護医療院サービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

- (5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

12～20 省略

21 連携等

(1)～(3) 省略

- (4) 開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第138条第1項第15号に規定する協力病院を定めること。

要、従業者の勤務の体制、利用料その他の介護医療院サービスの選択に資すると認められる重要事項（次号および第6号において単に「重要事項」という。）を掲示すること。

- (5) 開設者は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前号の規定による掲示に代えることができる。

- (6) 開設者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

12～20 省略

21 連携等

(1)～(3) 省略

- (4) 開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次のアからウまでに掲げる要件を満たす介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第138条第1項第14号に規定する協力医療機関（複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下同じ。）を定めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該開設者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入

(新設)	<p><u>院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。</u></p>
(新設)	<p><u>(5) 開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。</u></p>
(新設)	<p><u>(6) 開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p>
(新設)	<p><u>(7) 開設者は、協力医療機関が、第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。</u></p>
<p><u>(5) 開設者は、あらかじめ、介護保険法施行規則第138条第1項第15号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</u></p>	<p><u>(8) 開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めること。</u></p>
22 省略	<p><u>(9) 開設者は、あらかじめ、介護保険法施行規則第138条第1項第14号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</u></p>
22 省略	

別表第2（第3条関係）

ユニット型介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(5) 省略

(新設)

(7) 省略

5・6 省略

7 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の施設サービス計画等については、別表第1第6項（第4号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「第4項第8号イ」とあるのは「別表第2第5項第2号において読み替えて準用する第4項第8号イ」と、「第19項第3号」とあるのは「同表第14項において準用する第19項第3号」と、「第20項第2号」とあるのは「同表第14項において準用する第20項第2号」と読み替えるものとする。

8～10 省略

別表第2（第3条関係）

ユニット型介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(5) 省略

(6) ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

(8) 省略

5・6 省略

7 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の施設サービス計画等については、別表第1第6項（第4号（クを除く。）を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「第4項第8号イ」とあるのは「別表第2第5項第2号において読み替えて準用する第4項第8号イ」と、「第19項第3号」とあるのは「同表第14項において準用する第19項第3号」と、「第20項第2号」とあるのは「同表第14項において準用する第20項第2号」と読み替えるものとする。

8～10 省略

11 運営規程の整備等

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の運営規程の整備等については、別表第1第11項第3号から第5号までの規定を準用する。

12～14 省略

11 運営規程の整備等

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の運営規程の整備等については、別表第1第11項第3号から第6号までの規定を準用する。

12～14 省略

滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 指定介護老人福祉施設の管理者（以下この表において「管理者」という。）は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者とする。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一の敷地内にある他の事業所、施設等</u>または当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p>(11)～(19) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 施設サービス計画等</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、指定介護福祉施設サービスを提供すること。</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 指定介護老人福祉施設の管理者（以下この表において「管理者」という。）は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者とする。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>他の事業所、施設等</u>または当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p>(11)～(19) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 施設サービス計画等</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、指定介護福祉施設サービスを提供すること。</p>

ア～キ 省略

(新設)

ク 省略

7～9 省略

10 開設者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めること。

11 運営規程の整備等

(1)～(3) 省略

(4) 開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営

ア～キ 省略

ク 開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

ケ 省略

7～9 省略

10 緊急時等の対応

(1) 開設者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師および第21項第4号に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めること。

(2) 開設者は、前号の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこと。

11 運営規程の整備等

(1)～(3) 省略

(4) 開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営

規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他の指定介護福祉施設サービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

- (5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(6) 省略

12～20 省略

21 連携等

(1)～(3) 省略

- (4) 開設者は、入院による医療を必要とする入所者のために、あらかじめ、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第131条の8第1項第15号に規定する協力病院を定めること。

規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他の指定介護福祉施設サービスの選択に資すると認められる重要事項（次号および第6号において単に「重要事項」という。）を掲示すること。

- (5) 開設者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前号の規定による掲示に代えることができる。

(6) 開設者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

(7) 省略

12～20 省略

21 連携等

(1)～(3) 省略

- (4) 開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次のアからウまでに掲げる要件を満たす介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第134条第1項第13号に規定する協力医療機関（複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下同じ。）を定めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該開設者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(新設)	<p><u>ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。</u></p>
(新設)	<p><u>(5) 開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。</u></p>
(新設)	<p><u>(6) 開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p>
(新設)	<p><u>(7) 開設者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。</u></p>
<u>(5) 開設者は、あらかじめ、介護保険法施行規則第131条の8第1項</u>	<p><u>(8) 開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めること。</u></p>
	<u>(9) 開設者は、あらかじめ、介護保険法施行規則第134条第1項第13</u>

第15号に規定する協力歯科医院を定めるよう努めること。

22 省略

別表第2（第4条関係）

ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(新設)

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者については、別表第1第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「への指定介護福祉施設サービス」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

5～8 省略

9 別表第1第4項、第5項および第10項から第22項までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（同表第5項第1号ウ（ア）および（イ）を除く。）中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第4項第1号の2中「入所の」とあるの

号に規定する協力歯科医院を定めるよう努めること。

22 省略

別表第2（第4条関係）

ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(4) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

(5) 前各号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者については、別表第1第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「への指定介護福祉施設サービス」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

5～8 省略

9 別表第1第4項、第5項および第10項から第22項までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（同表第5項第1号ウ（ア）および（イ）を除く。）中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第4項第1号の2中「入所の」とあるの

は「入居の」と、「第11項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第11項第1号」と、同項第3号中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号ウ中「退所した」とあるのは「退居した」と、「退所する」とあるのは「退居する」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項第1号ウ（ア）および（イ）中「入所者に」とあるのは「入居者に」と、同表第10項中「第3項第1号」とあるのは「別表第2第4項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第11項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第16項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号カ」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「第19項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第3号」と、同号オ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と、同号カ中「第21項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第21項第2号」と、同表第18項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5

は「入居の」と、「第11項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第11項第1号」と、同項第3号中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号ウ中「退所した」とあるのは「退居した」と、「退所する」とあるのは「退居する」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項第1号ウ（ア）および（イ）中「入所者に」とあるのは「入居者に」と、同表第10項第1号中「第3項第1号」とあるのは「別表第2第4項第4号において準用する第3項第1号」と、「第21項第4号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第21項第4号」と、同項第2号中「前号」とあるのは「別表第2第9項において準用する前号」と、同表第11項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第16項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号カ」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「第19項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第3号」と、同号オ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と、同号カ中「第21項第

号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」と読み替えるものとする。

2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第21項第2号」と、同表第18項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」と読み替えるものとする。

滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第9条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>介護予防訪問入浴介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1 指定介護予防訪問入浴介護の事業</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 従業者</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 管理者は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>オ～ケ 省略</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、次に掲げるところによ</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>介護予防訪問入浴介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1 指定介護予防訪問入浴介護の事業</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 従業者</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 管理者は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>オ～ケ 省略</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、次に掲げるところによ</p>

り、指定介護予防訪問入浴介護を提供すること。

ア～キ 省略

(新設)

(新設)

ク～コ 省略

(7) 運営規程の整備等

ア～ウ 省略

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護職員等の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

オ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

(新設)

り、指定介護予防訪問入浴介護を提供すること。

ア～キ 省略

ク 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

ケ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

コ～シ 省略

(7) 運営規程の整備等

ア～ウ 省略

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護職員等の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（オおよびカにおいて単に「重要事項」という。）を掲示すること。

オ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

カ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項を

カ 省略

(8)～(10) 省略

(11) 記録の整備

ア 省略

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア) 省略

(新設)

(イ)～(エ) 省略

(12)～(17) 省略

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア 省略

イ 管理者は、専らその職務に従事する者とする。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

インターネットの利用により公表すること。

キ 省略

(8)～(10) 省略

(11) 記録の整備

ア 省略

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア) 省略

(イ) 第6号ケの規定による身体的拘束等の記録

(ウ)～(オ) 省略

(12)～(17) 省略

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア 省略

イ 管理者は、専らその職務に従事する者とする。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

ウ・エ 省略

(3) 前項第1号、第4号(コを除く。)、第5号(アを除く。)から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号および第17号の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第7号ア」と、同号シ中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびカ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「あらかじめ基準該当介護予防訪問入浴介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「次項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第3(第3条関係)

ウ・エ 省略

(3) 前項第1号、第4号(コを除く。)、第5号(アを除く。)から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号および第17号の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第7号ア」と、同号シ中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびカ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「あらかじめ基準該当介護予防訪問入浴介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「次項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「次項第3号において準用する第6号ケ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第3(第3条関係)

介護予防訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(8) 省略

(9) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エ、カ、キおよびケの規定を準用する。この場合において、同号キ中「看護職員等」とあるのは、「看護職員等（別表第3第3項第2号に規定する看護職員等をいう。以下この表において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 省略

5 介護予防訪問看護計画書等

(1)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の介護予防訪問看護計画書等については、別表第2第1項第6号イからエまでおよびカからコまでの規定を準用する。この場合において、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）を除

介護予防訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(8) 省略

(9) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エ、カ、キおよびケの規定を準用する。この場合において、同号エ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と、同号キ中「看護職員等」とあるのは「看護職員等（別表第3第3項第2号に規定する看護職員等をいう。以下この表において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 省略

5 介護予防訪問看護計画書等

(1)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の介護予防訪問看護計画書等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キおよびコからシまでの規定を準用する。この場合において、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号サ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）を除

く。)から第9号(オを除く。)までおよび第10号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、「医師または省令第140条の4第1項第1号に規定する協力医療機関」とあるのは「医師」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第1号に規定する介護予防訪問看護計画書および同号カに規定する介護予防訪問看護報告書ならびに同項第5号ウに規定する主治の医師による指示の文書を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」と

く。)から第9号(オを除く。)まで、第10号、第11号(イ(イ)を除く。)および第12号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、「医師または省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「医師」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第1号に規定する介護予防訪問看護計画書および同号カに規定する介護予防訪問看護報告書ならびに同項第5号ウに規定する主治の医師による指示の文書を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する

あるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

介護予防訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 介護予防訪問リハビリテーション計画等

(1)・(2) 省略

(3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が別表第7第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援事業者が当該指定介護予防支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の担当職員（指定介護予防支援の提供に当たる保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する者に限る。以下同じ。））、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「医師等」という。））ならびに利用者およびその家族により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催等を通じて、医師等が利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を共有するとともに、介護予防訪問リハビリテーション計画と別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画との整合性が確保されている場合にあつては、同

第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

介護予防訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 介護予防訪問リハビリテーション計画等

(1)・(2) 省略

(3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が別表第7第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師、理学療法士等、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援事業者が当該指定介護予防支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の担当職員（指定介護予防支援の提供に当たる保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する者に限る。以下同じ。）および指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援事業所の介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「医師等」という。））ならびに利用者およびその家族により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催等を通じて、医師等が利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を共有する

号および同項第4号において準用する第1号イからエまでに規定する介護予防通所リハビリテーション計画等に関する基準を満たすことをもって、第1号（オからキまでを除く。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の介護予防訪問リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号イからエまでおよびカからコまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号、第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）および（カ）ならびにカを除く。）から第9号（エおよびオを除

とともに、介護予防訪問リハビリテーション計画と別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画との整合性が確保されている場合にあっては、同号および同項第4号において準用する第1号イからエまでに規定する介護予防通所リハビリテーション計画等に関する基準を満たすことをもって、第1号（オからキまでを除く。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の介護予防訪問リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キおよびコからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号サ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号、第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）および（カ）ならびにカを除く。）から第9号（エおよびオを除

く。)までおよび第10号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ(エ)中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第4第5項第1号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

く。)まで、第10号、第11号(イ(イ))を除く。)および第12号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ(エ)中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第4第5項第1号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み

別表第5（第3条関係）

介護予防居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定介護予防居宅療養管理指導を提供すること。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、ケおよびコの規定を準用する。この場合において、同号カ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号ケ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号（ケおよびコを除く。）、第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）および（カ）ならびにカを除く。）から第9号（エおよびオを除く。）までおよび第10号から第17号までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号サ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供

替えるものとする。

別表第5（第3条関係）

介護予防居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定介護予防居宅療養管理指導を提供すること。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、サおよびシの規定を準用する。この場合において、同号カ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号サ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号（ケおよびコを除く。）、第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）および（カ）ならびにカを除く。）から第9号（エおよびオを除く。）まで、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号から第17号までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号サ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および

ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「種類」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略

別表第7 (第3条関係)

介護予防通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備およ

び」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「種類」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略

別表第7 (第3条関係)

介護予防通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備およ

び運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 介護予防通所リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の介護予防通所リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号（アおよびオを除く。）ならびに別表第4第5項第1号イからキまでおよび第2号アの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号ウ中「利用者」とあるのは「単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善を通じて、利用者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテ

び運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 介護予防通所リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の介護予防通所リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号（ア、オ、クおよびケを除く。）ならびに別表第4第5項第1号イからキまでおよび第2号アの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号ウ中「利用者」とあるのは「単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善を通じて、利用者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて

ーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて) 行うことができる」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、別表第4第5項第1号エ中「交付する」とあるのは「交付するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始したときは、利用者の状態、利用者へのサービスの提供の状況等について、1月に1回以上、当該利用者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第7第5項第1号および同項第4号において読み替えて準用するイ」と、同項第2号ア中「努める」とあるのは「努めるとともに、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行う」と読み替えるものとする。

6・7 省略

8 別表第2第1項第4号(サを除く。)、第5号(オを除く。)、第7号(イ(カ)およびカを除く。)、第8号および第10号から第17号までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第7第8項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居

(当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて) 行うことができる」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、別表第4第5項第1号エ中「交付する」とあるのは「交付するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始したときは、利用者の状態、利用者へのサービスの提供の状況等について、1月に1回以上、当該利用者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第7第5項第1号および同項第4号において読み替えて準用するイ」と、同項第2号ア中「努める」とあるのは「努めるとともに、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行う」と読み替えるものとする。

6・7 省略

8 別表第2第1項第4号(サを除く。)、第5号(オを除く。)、第7号(イ(カ)およびカを除く。)、第8号、第10号、第11号(イ(イ)を除く。)および第12号から第17号までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第7第8項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供する

住する利用者に対して行う送迎に要する費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員および非常災害対策を」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第8（第3条関係）

介護予防短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所生活介護の事業

ために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員および非常災害対策を」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号ス」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第8（第3条関係）

介護予防短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(4) 省略

(5) サービスの提供

ア～ウ 省略

エ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防支援事業所の担当職員が、利用者の状況または利用者の家族等の事情により、当該利用者に対し介護予防サービス計画に位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を緊急に提供する必要があると認めた場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、ウ本文の規定にかかわらず、利用定員を超えて静養室において指定介護予防短期入所生活介護を提供することができる。

オ 省略

(6) 省略

(7) 介護予防短期入所生活介護計画等

ア 省略

イ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げるところにより、指定介護予防短期入所生活介護を提供すること。

(ア) 省略

(イ) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用

(1)～(4) 省略

(5) サービスの提供

ア～ウ 省略

エ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援事業所の担当職員および指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、利用者の状況または利用者の家族等の事情により、当該利用者に対し介護予防サービス計画に位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を緊急に提供する必要があると認めた場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、ウ本文の規定にかかわらず、利用定員を超えて静養室において指定介護予防短期入所生活介護を提供することができる。

オ 省略

(6) 省略

(7) 介護予防短期入所生活介護計画等

ア 省略

イ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げるところにより、指定介護予防短期入所生活介護を提供すること。

(ア) 省略

(イ) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わな

者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を
行わないこと。

(ウ) 省略

(新設)

(新設)

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介

いこと。

(ウ) 省略

(エ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに
掲げる措置を講ずること。

a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を
3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護
職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合
において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行
うことができる。

b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

c 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正
化のための研修を定期的実施すること。

ウ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短
期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質
の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当
該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全な
らびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する
方策を検討するための委員会を定期的開催すること。この場合
において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行
うことができる。

エ アからウまでに定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活

護の事業の介護予防短期入所生活介護計画等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコならびに別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号アの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と読み替えるものとする。

(8)～(11) 省略

(12) 別表第2第1項第7号、第8号、第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までおよび第17号ならびに別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ（ウ）の規

護の事業の介護予防短期入所生活介護計画等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キ、サおよびシならびに別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号アの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号シ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と読み替えるものとする。

(8)～(11) 省略

(12) 別表第2第1項第7号、第8号、第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までおよび第17号ならびに別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画を」と、同号イ（ア）中

定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

(新設)

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからケまでならびに前項第4号（セを除く。）の規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、前項第4号ス中「別表第8第1項第4号ア」とあるのは「別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もっ

「第4号ス」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第8第1項第7号イ（ウ）」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第1項第7号イ（ウ）において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

オ アからエまでに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからケまでならびに前項第4号（セを除く。）の規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、前項第4号ス中「別表第8第1項第4号ア」とあるのは「別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もっ

て、次項第4号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5) 介護予防短期入所生活介護計画等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の介護予防短期入所生活介護計画等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号アならびに前項第7号（クを除く。）の規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と読み替えるものとする。

(6)～(8) 省略

(9) 別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス、第5号カ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項ならびに前項第5号（エおよびオを除く。）、第6号（カを除く。）および第11号の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表

て、次項第4号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5) 介護予防短期入所生活介護計画等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の介護予防短期入所生活介護計画等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カからケまで、サおよびシ、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号アならびに前項第7号（エを除く。）の規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号シ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と読み替えるものとする。

(6)～(8) 省略

(9) 別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス、第5号カ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項ならびに前項第5号（エおよびオを除く。）、第6号（カを除く。）および第11号の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表

第2第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）、ユニットの数およびユニットごとの利用定員（別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）ならびに非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ（ウ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号オ」と、前項第5号イ中「第12号」とあるのは「次項第9号」と、同号ウ中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別

第2第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）、ユニットの数およびユニットごとの利用定員（別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）ならびに非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ（ウ）」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号オ」と、前項第5号イ中「第12号」とあるのは「次項第9号」と、同号ウ中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利

「養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と読み替えるものとする。

3 共生型介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項ならびに第1項第1号、第5号（オを除く。）、第6号（カを除く。）および第7号（ウを除く。）から第11号までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第

「用定員」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と読み替えるものとする。

3 共生型介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項ならびに第1項第1号、第5号（オを除く。）、第6号（カを除く。）および第7号（エを除く。）から第11号までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第

9号エ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ（ウ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号オ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第3項第4号」と読み替えるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(5) 省略

(6) 別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、シおよびス、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第15号（カからクまでを除く。）まで、第16号（アおよびエを除く。）ならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）

9号エ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ（ウ）」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号オ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第3項第4号」と読み替えるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(5) 省略

(6) 別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、シおよびス、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第15号（カからクまでを除く。）まで、第16号（アおよびエを除く。）ならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）

および第7項ならびに第1項第1号、第5号（オを除く。）、第6号（アおよびカを除く。）および第7号（ウを除く。）から第11号までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号シ中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号カ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員および非常災害対策を」と、同号イ

（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「あらかじめ基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ（ウ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号

および第7項ならびに第1項第1号、第5号（オを除く。）、第6号（アおよびカを除く。）および第7号（エを除く。）から第11号までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号シ中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号カ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員および非常災害対策を」と、同号イ

（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「あらかじめ基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第

ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第4項第6号」と、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と、同項第6号イ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第8号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

別表第9（第3条関係）

介護予防短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所療養介護の事業

- (1) 省略
- (2) 設備

8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ（ウ）」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第4項第6号」と、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と、同項第6号イ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第8号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

別表第9（第3条関係）

介護予防短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所療養介護の事業

- (1) 省略
- (2) 設備

ア 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（オ）までに掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該（ア）から（オ）までに定める設備を設けること。

（ア） 省略

（イ） 指定介護療養型医療施設（滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第21号。以下「指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要な設備

（ウ） 療養病床を有する病院または診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院または診療所として必要な設備

（エ）・（オ） 省略

イ ア（ウ）および（エ）に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所には、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けること。

ウ 省略

ア 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（オ）までに掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該（ア）から（オ）までに定める設備を設けること。

（ア） 省略

（削除）

（イ） 療養病床を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院または診療所として必要な設備

（ウ）・（エ） 省略

イ ア（イ）および（ウ）に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所には、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けること。

ウ 省略

(3) 従業者

ア 省略

イ 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(ア) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士を置くこと。

(イ) (ア)に規定する従業者の数は、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要な数が確保されるために必要な数以上とすること。

ウ 療養病床を有する病院または診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(ア)・(イ) 省略

エ 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(ア) 省略

(イ) 看護職員または介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者および入院患者の数を3で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。

(3) 従業者

ア 省略

(削除)

イ 療養病床を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(ア)・(イ) 省略

ウ 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(ア) 省略

(イ) 看護職員または介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。

と。

(ウ)・(エ) 省略

オ・カ 省略

キ アからカまでに定めるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからケまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その心身の状況もしくは病状により、またはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室または病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療を受ける必要がある者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を提供すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（エ）までに掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類

(ウ)・(エ) 省略

エ・オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからケまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その心身の状況もしくは病状により、またはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室または診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療を受ける必要がある者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を提供すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（エ）までに掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類

の区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（ア） 省略

（イ） 療養病床を有する病院もしくは診療所または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床または老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数および病室の定員を超えることとなる利用者の数

（ウ）・（エ） 省略

ウ 省略

(5)・(6) 省略

(7) 別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号（イ（カ）およびカを除く。）、第8号、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項ならびに別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号（ウを除く。）、第9号、第10号（アを除く。）および第11号の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響

の区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（ア） 省略

（イ） 療養病床を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数および病室の定員を超えることとなる利用者の数

（ウ）・（エ） 省略

ウ 省略

(5)・(6) 省略

(7) 別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号（イ（カ）およびカを除く。）、第8号、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項ならびに別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号（エを除く。）、第9号、第10号（アを除く。）および第11号の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響

を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第1項第7号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画および別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ（ウ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第1項第7号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画」と、別表第8第1項第6号ウ（ウ）中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号アおよびイ（ア）中「介護予防短期入所生

を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第9第1項第7号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する別表第8第7号イ（ウ）」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第1項第7号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画」と、別表第8第1項第6号ウ（ウ）中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号アおよびイ（ア）中「介護予防短期入所生

活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同項第9号ア中「およびし好」とあるのは「、病状およびし好」と、同号イ中「利用者が」とあるのは「利用者の自立の支援に配慮し、」と、同項第10号イ中「教養または娯楽に関する設備等を備えるほか、必要」とあるのは「必要」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1) 省略

(2) 設備

ア ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の

(ア) から (エ) までに掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める設備を設けること。

(ア) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット型介護老人保健施設として必要な施設および設備

(イ) ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設基準条例第3条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット型指定介護療養型医療施設と

活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同項第9号ア中「およびし好」とあるのは「、病状およびし好」と、同号イ中「利用者が」とあるのは「利用者の自立の支援に配慮し、」と、同項第10号イ中「教養または娯楽に関する設備等を備えるほか、必要」とあるのは「必要」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1) 省略

(2) ユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

して必要な設備

(ウ) 療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院または診療所に限る。）として必要な設備

(エ) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット型介護医療院として必要な施設および設備

イ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス基準条例別表第9第2項第1号に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護（同表第1項第1号に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同表第2項第2号アに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(新設)

(3) 設備

ア ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が

当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）には、ユニット型介護老人保健施設として必要な施設および設備を設けること。

イ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げるところにより、ユニットごとに病室、共同生活室、洗面設備および便所を設けるほか、浴室および機能訓練室ならびに消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けること。

(ア) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

a 病室

(a) 定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(b) 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(c) 床面積は、10.65平方メートル（(a)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル）以上とすること。

(d) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

b 共同生活室

(a) 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営む場所としてふさわしい形状とすること。

(b) 床面積の標準は、2平方メートルに当該ユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上とすること。

(c) 必要な設備および備品を備えること。

c 洗面設備および便所

(a) 病室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を設けること。

(b) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(c) 便所には、ブザーまたはこれに代わる設備を設けると。

d 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

e 機能訓練室

(a) 床面積は、40平方メートル以上（診療所であるものにあつては、機能訓練を行うために必要な広さを有するもの）とすること。

(b) 必要な設備および備品を設けること。

f 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。

(イ) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、浴室、機能訓練室および廊下を当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用途以外の用途に供しないこ

と。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

ウ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、ユニット型介護医療院として必要な施設および設備を設けること。

エ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス基準条例別表第9第2項第1号に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護（同表第1項第1号に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、同表第2項第3号アからウまでに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからケまで、別表第8第2項第4号エおよび前項第3号アからカまでの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項

(3) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからケまでならびに前項第3号アからカまでの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第3号中「看護職員等」

とあるのは「従業者」と、前項第3号カ中「別表第9第1項第3号ア」とあるのは「別表第9第2項第3号エにおいて準用する同表第1項第3号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第3号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の

(ア) から (ウ) までに掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該 (ア) から (ウ) までに掲げる利用者(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護またはユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この号において同じ。)の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定介護予防短期入所療養介護を利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ア) 省略

(イ) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型

第3号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、前項第3号カ中「別表第9第1項第3号ア」とあるのは「別表第9第2項第3号エにおいて準用する同表第1項第3号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第3号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の

(ア) または (イ) に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該 (ア) または (イ) に掲げる利用者(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護またはユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この号において同じ。)の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定介護予防短期入所療養介護を利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ア) 省略

(削除)

指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合におけるユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者の定員および病室の定員を超えることとなる利用者の数

(ウ) 省略

イ 省略

- (5) 別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号（イ（カ）およびカを除く。）、第8号、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項、別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号（ウを除く。）、第8号ア、ウ、エおよびカ、第10号ウならびに第11号ならびに同表第2項第5号ア、第6号イおよびウ、第7号ならびに第8号アならびに前項第4号ア、第5号および第6号アの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日

(イ) 省略

イ 省略

- (6) 別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カからケまで、サおよびシ、第7号（イ（カ）およびカを除く。）、第8号、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項、別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号（エを除く。）、第8号ア、ウ、エおよびカ、第10号ウならびに第11号ならびに同表第2項第5号ア、第6号イおよびウ、第7号ならびに第8号アならびに前項第4号ア、第5号および第6号アの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供

および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第2項第5号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画および別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ（ウ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第2項第5号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画」と、別表第8第1項第6号ウ（ウ）中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号アおよびイ（ア）中「介護予防短期入所生活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同項第8号ア中「介護」とあるのは「看護または医学的管理の下における介護」と、同号ウ中「心身」とあるのは「病状および心身」と、同号エ中「利用者」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、利用者」と、同号カ中「介護を」とあるのは「看護および介護を」と

する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第9第2項第5号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ（ウ）」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第2項第5号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画」と、別表第8第1項第6号ウ（ウ）中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号アおよびイ（ア）中「介護予防短期入所生活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同項第8号ア中「介護」とあるのは「看護または医学的管理の下における介護」と、同号ウ中「心身」とあるのは「病状および心身」と、同号エ中「利用者」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、利用者」と、同号カ中「介護を」とあるのは「看護および介護を」と

読み替えるものとする。

別表第10（第3条関係）

介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア～ス 省略

(新設)

を」と読み替えるものとする。

別表第10（第3条関係）

介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア～ス 省略

セ 次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合におけるウおよびク(イ)の規定の適用については、これらの規定中「数」とあるのは、「数」に0.9を乗じて得た数」とする。

(ア) 第8号において準用する別表第8第1項第7号ウに規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るための取組に関する次のaからeまでに掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること。

a 利用者の安全およびケアの質の確保

b 従業者の負担の軽減および勤務の状況への配慮

c 緊急時の体制整備

d 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器

セ アからスまでに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからケまでおよび同表第2項第2号イの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4)・(5) 省略

(6) 介護予防特定施設サービス計画等

ア・イ 省略

(新設)

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の介護予防特定施設サービス計画等については、

(イ)において「介護機器」という。)の定期的な点検

e 従業者に対する研修

(イ)複数の種類の介護機器を活用していること。

(ウ)利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るため、従業者の役割分担が適切に行われていること。

(エ) (ア)に規定する取組により介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減が行われていると認められること。

ソ アからセまでに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからケまでおよび同表第2項第2号イの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4)・(5) 省略

(6) 介護予防特定施設サービス計画等

ア・イ 省略

ウ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康を保持することができるよう、口腔衛生の管理体制を整備するとともに、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

エ アからウまでに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の介護予防特定施設サービス計画等について

別表第2第1項第6号イからエまで、キおよびコならびに別表第4第5項第2号アの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号キ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と読み替えるものとする。

(7) 連携等

ア 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、利用者の病状の急変等に対応するため、省令第140条の12第1項第13号に規定する協力医療機関を定めること。

(新設)

(新設)

は、別表第2第1項第6号イからエまで、キおよびコならびに別表第4第5項第2号アの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号キ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と読み替えるものとする。

(7) 連携等

ア 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、利用者の病状の急変等に対応するため、省令第140条の12第1項第12号に規定する協力医療機関（以下この号において「協力医療機関」という。）を定めること。

イ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、アの規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の（ア）および（イ）に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。

（ア）利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

（イ）当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出る

(新設)

(新設)

(新設)

イ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の連携等については、別表第2第1項第16号（アおよびエを除く。）の規定を準用する。

こと。

エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（オにおいて「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。オにおいて同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

オ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

カ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めること。

キ 省略

ク アからキまでに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の連携等については、別表第2第1項第16号（アおよびエを除く。）の規定を準用する。

(8) 別表第2第1項第5号(オを除く。)、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号から第15号までおよび第17号、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項ならびに別表第8第1項第8号(エからカまでを除く。)ならびに第10号アおよびウの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続ならびに非常災害対策を」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号」とあるのは「別表第10第1項第7号ア」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画、同項第4号ケの規定による結果の記録および同項第6号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第10第1項第4号ク」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」と

(8) 別表第2第1項第5号(オを除く。)、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号から第15号までおよび第17号、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項ならびに別表第8第1項第7号ウおよび第8号(エからカまでを除く。)ならびに第10号アおよびウの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続ならびに非常災害対策を」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号」とあるのは「別表第10第1項第7号ア」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画および同項第4号ケの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第10第1項第4号ク」と、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「別表第10第1項第6号イ(エ)」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第14

あるのは「別表第10第1項第8号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第7号ウにおいて準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第1項第4号コにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第8号イ中「1週間」とあるのは「自ら入浴が困難な利用者について、1週間」と、同号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、同項第10号ア中「必要な助言その他の」とあるのは「利用者の社会生活に必要な」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と読み替えるものとする。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(6) 省略

(7) 別表第2第1項第5号(オを除く。)、第6号イからエまで、キおよびコ、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第4第5項第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項、別表第8第1項第10号(イを除く。)ならびに前項第6号(ウを除く。)および第7号(ウを除く。)の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地

号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第7号ウにおいて準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第1項第4号コにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第8号イ中「1週間」とあるのは「自ら入浴が困難な利用者について、1週間」と、同号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、同項第10号ア中「必要な助言その他の」とあるのは「利用者の社会生活に必要な」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と読み替えるものとする。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(6) 省略

(7) 別表第2第1項第5号(オを除く。)、第6号イからエまで、キおよびコ、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第4第5項第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項、別表第8第1項第10号(イを除く。)ならびに前項第6号(エを除く。)および第7号(クを除く。)の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地

域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第6号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、受託介護予防サービス事業者および受託介護予防サービス事業所の名称および所在地、利用者が他の居室に移る場合の条件および手続ならびに非常災害対策を」と、同号オ中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第7号ア」と、同項第10号ア中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基本サービスの」と、同項第11号ア中「および会計」とあるのは「、会計および受託介護予防サービス事業者」と、同号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画、同表第2項第5号イの規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告の記録、同号エの規定による結果等の記録、同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号イ（エ）の規定による

域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第6号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、受託介護予防サービス事業者および受託介護予防サービス事業所の名称および所在地、利用者が他の居室に移る場合の条件および手続ならびに非常災害対策を」と、同号オ中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第7号ア」と、同項第10号ア中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基本サービスの」と、同項第11号ア中「および会計」とあるのは「、会計および受託介護予防サービス事業者」と、同号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画、同表第2項第5号イの規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告の記録、同号エの規定による結果等の記録および同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第10第2項第5号オに

身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて読み替えて準用する同表第1項第4号ク」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第16号イ」と、同項第12号アおよびイ中「従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所の従業者」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第10号ア中「必要な助言その他の」とあるのは「利用者の社会生活に必要な」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と、前項第6号ア（オ）中「従業者」とあるのは「従業者および受託介護予防サービス事業者」と、同号イ（イ）中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

別表第11（第3条関係）

介護予防福祉用具貸与の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防福祉用具貸与の事業

(1)～(3) 省略

において読み替えて準用する同表第1項第4号ク」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第6号イ（エ）」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第16号イ」と、同項第12号アおよびイ中「従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所の従業者」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第10号ア中「必要な助言その他の」とあるのは「利用者の社会生活に必要な」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と、前項第6号ア（オ）中「従業者」とあるのは「従業者および受託介護予防サービス事業者」と、同号イ（イ）中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

別表第11（第3条関係）

介護予防福祉用具貸与の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防福祉用具貸与の事業

(1)～(3) 省略

(4) 介護予防福祉用具貸与計画等

ア 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況およびその置かれている環境を踏まえて介護予防福祉用具貸与計画（指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。この場合において、別表第12第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、同表第5項第1号に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

イ 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、次に掲げるところにより、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、指定介護予防福祉用具貸与を提供すること。

(ア) 省略

(新設)

(4) 介護予防福祉用具貸与計画等

ア 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況およびその置かれている環境を踏まえて介護予防福祉用具貸与計画（指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。この場合において、別表第12第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、同表第5項第1号に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

イ 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、次に掲げるところにより、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、指定介護予防福祉用具貸与を提供すること。

(ア) 省略

(イ) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス

(イ)～(ク) 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定介護予防福祉用具貸与の事業の介護予防福祉用具貸与計画等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコならびに別表第4第5項第1号イからキまでの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、別表第4第5項第1号エ中「利用者」とあるのは「利用者および当該利用者に係る介護支援専門員」と、同号オ中「サービスの提供を行う期間が満了するまでに」とあるのは「必要に応じ」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第11第1項第4号アおよび同号ウにおいて読み替えて準用するイ」と読み替えるものとする。

計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

(ウ)～(ケ) 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定介護予防福祉用具貸与の事業の介護予防福祉用具貸与計画等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カからケまで、サおよびシならびに別表第4第5項第1号イからキまでの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、別表第4第5項第1号エ中「利用者」とあるのは「利用者および当該利用者に係る介護支援専門員」と、同号オ中「サービスの提供を行う期間が満了するまでに」とあるのは「必要に応じ」と、「こと。」とあるのは「こと。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始の時から6月以内に1回以上当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うこと。」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第11第1項第4号アおよび同号ウにおいて読み替えて準用するイ」と読み替えるものとする。

(5)・(6) 省略

(7) 別表第2第1項第4号、第5号(オを除く。)、第8号および第10号から第17号までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第6号イにおいて準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号サ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号シ中「を提供した日およびその内容」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号ウ中「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において指定介護予防福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同号カ中「内容」とあるのは「種目、品名」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第11第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第

(5)・(6) 省略

(7) 別表第2第1項第4号、第5号(オを除く。)、第8号および第10号から第17号までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第6号イにおいて準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号サ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号シ中「を提供した日およびその内容」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号ウ中「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において指定介護予防福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同号カ中「内容」とあるのは「種目、品名」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第11第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「別表第11第1項第4号ウにおいて準用する第6号ケ」と、同号イ(ウ)中

15号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業

(1) 省略

(2) 別表第2第1項第4号(コを除く。)、第5号(アおよびオを除く。)、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号(イ(オ)および(カ)を除く。)、第8号、第9号(エおよびオを除く。)から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号ならびに第17号、別表第4第5項第1号イからキまでならびに前項第1号、第2号、第4号(ウを除く。)、第5号(エを除く。)および第6号アの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号サ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号シ中「を提供した日およびその内容、当該指定介護予防訪

「第14号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業

(1) 省略

(2) 別表第2第1項第4号(コを除く。)、第5号(アおよびオを除く。)、第6号イからエまで、カからケまでおよびシ、第7号(イ(オ)および(カ)を除く。)、第8号、第9号(エおよびオを除く。)から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号ならびに第17号、別表第4第5項第1号イからキまでならびに前項第1号、第2号、第4号(ウを除く。)、第5号(エを除く。)および第6号アの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号サ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号シ中「を提供した日およびその内容、当該指定介護

問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号イおよびカ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において基準該当介護予防福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同項第6号カ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同項第7号イ（エ）中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、同号エ中「概要、看護職員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号アおよびウ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同

予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号イおよびカ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において基準該当介護予防福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同項第6号カ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同項第7号イ（エ）中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、同号エ中「概要、看護職員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号アおよびウ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同

号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号オ中「サービスの提供を行う期間が満了するまでに」とあるのは「必要に応じ」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第4号アおよび同表第2項第2号において読み替えて準用するイ」と読み替えるものとする。

別表第12（第3条関係）

特定介護予防福祉用具販売の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 特定介護予防福祉用具販売計画等

(1)・(2) 省略

(新設)

号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第6号ケ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号オ中「サービスの提供を行う期間が満了するまでに」とあるのは「必要に応じ」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第4号アおよび同表第2項第2号において読み替えて準用するイ」と読み替えるものとする。

別表第12（第3条関係）

特定介護予防福祉用具販売の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 特定介護予防福祉用具販売計画等

(1)・(2) 省略

(3) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画

(3) 前2号に定めるもののほか、指定特定介護予防福祉用具販売の事業の介護予防特定福祉用具販売計画の作成等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、ケおよびコ、別表第4第5項第1号イからエまでならびに別表第11第1項第4号イ（(オ) および (キ)を除く。）の規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号カ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、別表第11第1項第4号イ（ア）中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「利用料、全国平均貸与価格等」とあるのは「販売費用の額等」と、「貸与」とあるのは「販売」と、同号イ（ウ）中「貸与する福祉用具」とあるのは「販売する特定介護予防福祉用具」と、同号イ（エ）中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「留意事項、故障時の対応等」とあるのは「留意事項等」と、同号イ（ク）中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号（コおよびシを除く。）、第7号（イ（オ）および（カ）を除く。）、第8号および第9号（エおよびオを除く。）から第17号までならびに別表第11第1項第6号アの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合にお

の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと。

(4) 前3号に定めるもののほか、指定特定介護予防福祉用具販売の事業の介護予防特定福祉用具販売計画の作成等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、ク、ケ、サおよびシ、別表第4第5項第1号イからエまでならびに別表第11第1項第4号イ（(ク) および (コ)を除く。）の規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第6号カ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、別表第11第1項第4号イ（ア）中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「利用料、全国平均貸与価格等」とあるのは「販売費用の額等」と、「貸与」とあるのは「販売」と、同号イ（ウ）中「貸与する福祉用具」とあるのは「販売する特定介護予防福祉用具」と、同号イ（エ）中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「留意事項、故障時の対応等」とあるのは「留意事項等」と、同号イ（ク）中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号（コおよびシを除く。）、第7号（イ（オ）および（カ）を除く。）、第8号および第9号（エおよびオを除く。）から第17号までならびに別表第11第1項第6号アの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合にお

いて、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第12第6項において準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、同号サ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、同号エ中「概要、看護職員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号アおよびウ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第12第5項第1号に規定する特定介護予防福祉用具販売計画を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号オ」と、別表第11第1項第6号ア中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

いて、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第12第6項において準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、同号サ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、同号エ中「概要、看護職員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号アおよびウ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第12第5項第1号に規定する特定介護予防福祉用具販売計画を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「別表第12第5項第3号において準用する第6号ケ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号オ」と、別表第11第1項第6号ア中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と、「利用料」とあるの

は「販売費用の額」と読み替えるものとする。

滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1・別表第2 省略</p> <p>別表第3（第3条関係）</p> <p>介護予防訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エ、カ、キおよびケの規定を準用する。この場合において、<u>同号エ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と、同号キ中「看護職員等」とあるのは「看護職員等（別表第3第3項第2号に規定する看護職員等をいう。以下この表において同じ。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 介護予防訪問看護計画書等</p> <p>(1)～(5) 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1・別表第2 省略</p> <p>別表第3（第3条関係）</p> <p>介護予防訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エ、カ、キおよびケの規定を準用する。この場合において、同号キ中「<u>看護職員等</u>」とあるのは、「<u>看護職員等（別表第3第3項第2号に規定する看護職員等をいう。以下この表において同じ。）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 介護予防訪問看護計画書等</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

(6) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の介護予防訪問看護計画書等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キおよびコからシまでの規定を準用する。この場合において、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号サ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）を除く。）から第9号（オを除く。）まで、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、「医師または省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「医師」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは

(6) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の介護予防訪問看護計画書等については、別表第2第1項第6号イからエまでおよびカからシまでの規定を準用する。この場合において、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号サ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）を除く。）から第9号（オを除く。）までおよび第10号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、「医師または省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「医師」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第1号に規定

「記録ならびに別表第3第5項第1号に規定する介護予防訪問看護計画書および同号カに規定する介護予防訪問看護報告書ならびに同項第5号ウに規定する主治の医師による指示の文書を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

介護予防訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(新設)

する介護予防訪問看護計画書および同号カに規定する介護予防訪問看護報告書ならびに同項第5号ウに規定する主治の医師による指示の文書を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第3第5項第6号において準用する第6号ケ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

介護予防訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合は、滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス基準条例別表第4第4項第1号および第2号に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第1号および第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) 省略

5 介護予防訪問リハビリテーション計画等

(1) 医師および理学療法士等は、次に掲げるところにより、介護予防訪問リハビリテーション計画（指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。

ア～ウ 省略

成25年滋賀県条例第18号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号。以下「介護医療院基準条例」という。）別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、前号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス基準条例別表第4第4項第1号から第4号までに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第1号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(6) 省略

5 介護予防訪問リハビリテーション計画等

(1) 医師および理学療法士等は、次に掲げるところにより、介護予防訪問リハビリテーション計画（指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。

ア～ウ 省略

(新設)

エ 省略

オ 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成後、サービスの提供を行う期間が満了するまでに、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（カにおいて「実施状況把握」という。）を行うこと。

カ 省略

キ アからオまでの規定は、カ後段の変更について準用する。

(2)・(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の介護予防訪問リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キおよびコからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号サ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病

エ 医師および理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

オ 省略

カ 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成後、サービスの提供を行う期間が満了するまでに、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（キにおいて「実施状況把握」という。）を行うこと。

キ 省略

ク アからカまでの規定は、キ後段の変更について準用する。

(2)・(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の介護予防訪問リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号イからエまでおおよびカからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号サ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」

歴」と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」と読み替えるものとする。

- 6 別表第2第1項第4号、第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）および（カ）ならびにカを除く。）から第9号（エおよびオを除く。）まで、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額」と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ（エ）中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第4第5項第1号に規定する介護予防訪問リハビリ

と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」と読み替えるものとする。

- 6 別表第2第1項第4号、第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）および（カ）ならびにカを除く。）から第9号（エおよびオを除く。）までおよび第10号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ（エ）中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第4第5項第1号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画を」と、同号イ（ア）中「第

ーション計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号ス」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第5（第3条関係）

介護予防居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定介護予防居宅療養管理指導を提供すること。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、サおよびシの規定を準用する。この場合において、同号カ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号サ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号（ケおよびコを除く。）、第5号（オを除

4号ス」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第6号ケ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第5（第3条関係）

介護予防居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～4 省略

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定介護予防居宅療養管理指導を提供すること。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、ク、ケ、サおよびシの規定を準用する。この場合において、同号カ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号サ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号（ケおよびコを除く。）、第5号（オを除

く。)、第7号(イ(オ)および(カ)ならびにカを除く。)から第9号(エおよびオを除く。)まで、第10号、第11号(イ(イ)を除く。)および第12号から第17号までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号サ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「種類」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用

く。)、第7号(イ(オ)および(カ)ならびにカを除く。)から第9号(エおよびオを除く。)までおよび第10号から第17号までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号サ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「種類」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「別表第5第5項第4号において準用する第6号ケ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中

する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略

別表第7（第3条関係）

介護予防通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(5) 省略

(新設)

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所

「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略

別表第7（第3条関係）

介護予防通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(5) 省略

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または介護医療院基準条例別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第4号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所

リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス基準条例別表第7第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分を除く。）から第4号までに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第1号（管理者に係る部分を除く。）から第4号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) 省略

4 省略

5 介護予防通所リハビリテーション計画等

(1)・(2) 省略

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、医師等が利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を共有するとともに、介護予防通所リハビリテーション計画と介護予防訪問リハビリテーション計画との整合性が確保されている場合にあつては、別表第4第5項第1号（オからキまでを除く。）に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画等に関する基準を満たすことをもって、第1号および次号において準用する同項第1号イからエまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス基準条例別表第7第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分を除く。）から第4号までおよび第6号に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第1号（管理者に係る部分を除く。）から第4号までおよび前号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8) 省略

4 省略

5 介護予防通所リハビリテーション計画等

(1)・(2) 省略

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、医師等が利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を共有するとともに、介護予防通所リハビリテーション計画と介護予防訪問リハビリテーション計画との整合性が確保されている場合にあつては、別表第4第5項第1号（カからクまでを除く。）に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画等に関する基準を満たすことをもって、第1号および次号において準用する同項第1号イからオまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の介護予防通所リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号（ア、オ、クおよびケを除く。）ならびに別表第4第5項第1号イからキまでおよび第2号アの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号ウ中「利用者」とあるのは「単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善を通じて、利用者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、別表第4第5項第1号エ中「交付する」とあるのは「交付するとと

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の介護予防通所リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号（アおよびオを除く。）ならびに別表第4第5項第1号イからクまでおよび第2号アの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号ウ中「利用者」とあるのは「単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善を通じて、利用者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて（当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて）行うことができる」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、別表第4第5項第1号エ中「理学療法士等」とあるのは「理学療法士、作業療法士その

もに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始したときは、利用者の状態、利用者へのサービスの提供の状況等について、1月に1回以上、当該利用者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第7第5項第1号および同項第4号において読み替えて準用するイ」と、同項第2号ア中「努める」とあるのは「努めるとともに、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行う」と読み替えるものとする。

6・7 省略

8 別表第2第1項第4号（サを除く。）、第5号（オを除く。）、第7号（イ（カ）およびカを除く。）、第8号、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号から第17号までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第7第8項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、

他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者」と、同号オ中「交付する」とあるのは「交付するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始したときは、利用者の状態、利用者へのサービスの提供の状況等について、1月に1回以上、当該利用者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する」と、同号ク中「ア」とあるのは「別表第7第5項第1号および同項第4号において読み替えて準用するイ」と、同項第2号ア中「努める」とあるのは「努めるとともに、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行う」と読み替えるものとする。

6・7 省略

8 別表第2第1項第4号（サを除く。）、第5号（オを除く。）、第7号（イ（カ）およびカを除く。）、第8号および第10号から第17号までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第7第8項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員および非常災害対策を」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号ス」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第8 省略

別表第9（第3条関係）

介護予防短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1) 省略

に係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員および非常災害対策を」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第7第5項第4号において準用する第6号ケ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第8 省略

別表第9（第3条関係）

介護予防短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1) 省略

(2) 設備

ア 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（オ）までに掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該（ア）から（オ）までに定める設備を設けること。

（ア） 介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要な施設および設備

（イ）・（ウ） 省略

（エ） 介護医療院（ユニット型介護医療院（滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）第3条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要な施設および設備

イ・ウ 省略

(2) 設備

ア 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の（ア）から（オ）までに掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該（ア）から（オ）までに定める設備を設けること。

（ア） 介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第3条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要な施設および設備

（イ）・（ウ） 省略

（エ） 介護医療院（ユニット型介護医療院（介護医療院基準条例第3条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要な施設および設備

イ・ウ 省略

(3)～(7) 省略	(3)～(7) 省略
2 省略	2 省略
別表第10以下 省略	別表第10以下 省略

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年滋賀県条例第3号）新旧対照表（第11条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p><u>（認知症である者の介護に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間（以下「経過期間」という。）における第1条の規定による改正後の滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）別表第3項第21号、第2条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）別表第4項第26号、第3条の規定による滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）別表第1第3項第19号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第4項第4号、別表第3第2項第4号および別表第4において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サ</u></p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p><u>（虐待の防止に関する経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間（以下「経過期間」という。）における第4条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）別表第5第6項において準用する新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第7号イおよび第8条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）別表第5第6項において準用する新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第7号イの規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新指定居宅サービ</u></p>

ービス基準条例」という。)別表第2第1項第3号カ(新指定居宅サ
ービス基準条例別表第2第2項第2号ウ、別表第6第1項第3号サ、
第2項第1号イおよび第3項第2号コ、別表第7第3項第7号、別表
第8第1項第4号セ、第2項第4号エ、第3項第2号イおよび第4項
第4号カ、別表第9第1項第3号キおよび第2項第3号エならびに別
表第10第1項第3号セおよび第2項第4号コにおいて準用する場合を
含む。)、第5条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介
護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準
を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)別表
第1第3項第20号(新介護老人保健施設基準条例別表第2第4項第4
号において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の滋
賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備およ
び運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」と
いう。)別表第1第3項第18号および別表第2第4項第5号、第7条
の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施
設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以
下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)別表第1第3項第1
8号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第4号において
準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の滋賀県介護保
険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備およ
び運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サ
ービス基準条例」という。)別表第2第1項第3号ク(新指定介護予

ス基準条例別表第5第6項において準用する新指定居宅サービス基準
条例別表第1第1項第8号イおよびウならびに新指定介護予防サービ
ス基準条例別表第5第6項において準用する新指定介護予防サービス
基準条例別表第2第1項第8号イおよびウの規定の適用については、こ
れらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」とする。

防サービス基準条例別表第2第2項第2号エ、別表第7第3項第7号、別表第8第1項第4号セ、第2項第4号エ、第3項第2号イおよび第4項第4号カ、別表第9第1項第3号キおよび第2項第3号エならびに別表第10第1項第3号セおよび第2項第4号コにおいて準用する場合を含む。）ならびに第9条の規定による改正後の滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）別表第1第3項第13号（新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第4項第4号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に関する経過措置）

3 経過期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第9項第2号、新養護老人ホーム基準条例別表第9項第2号、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第10項第2号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第11項第2号（新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第11項第2号および別表第2第11項第2号、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第11項第2号（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）ならびに新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第11項第2号（新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 経過期間における新指定居宅サービス基準条例別表第5第6項において準用する別表第1第1項第10号および新指定介護予防サービス基準条例別表第5第6項において準用する別表第2第1項第10号の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

4 経過期間における新指定居宅サービス基準条例の規定(虐待の防止のための措置に関する規定(付則第6項に規定するものを除く。)に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削除)

別表第1第1項第7号イ(同表第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第6号イおよび第2項第2号ならびに別表第12第6	次に掲げる事項	虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)
---	---------	--

項において準用する場合を含む。)		
別表第2第1項第6号および第2項第3号	「事項を 事項および	「除く。」を 除く。」および
別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第3項第4号および第4項第6号ならびに別表第9第1項第7号および第2項第5号	事項を 事項ならびに	除く。」を 除く。」ならび に
別表第8第2項第9号	事項を 事項ならびに利 用定員	除く。」を 除く。」ならび に利用定員
別表第10第1項第8号および第2項第7号	事項を 事項ならびに入 居定員	除く。」を 除く。」ならび に入居定員

5 経過期間における新指定介護予防サービス基準条例の規定（虐待の防止のための措置に関する規定（次項に規定するものを除く。）に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第2第1項第7号イ（同表第2項第	次に掲げる事	虐待の防止のた
--------------------	--------	---------

(削除)

3号、別表第3第6項、別表第4第6項、項		めの措置に關す
別表第5第6項、別表第7第8項、別表		る事項を記載す
第8第1項第12号、第2項第9号、第3		るよう努めると
項第4号および第4項第6号、別表第9		ともに、次に掲
第1項第7号および第2項第5号、別表		げる事項（虐待
第10第1項第8号および第2項第7号、		の防止のための
別表第11第1項第6号イおよび第2項		措置に關する事
第2号ならびに別表第12第6項におい		項を除く。）
て準用する場合を含む。）		
別表第7第8項、別表第8第1項第12	事項を	除く。）を
号、第2項第9号、第3項第4号および	事項ならびに	除く。）ならび
第4項第6号ならびに別表第10第1項		に
第8号および第2項第7号		
別表第9第1項第7号および第2項第	事項を	除く。）を
5号	事項および	除く。）および
6 経過期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第10項第3号、新		
養護老人ホーム基準条例別表第10項第3号、新特別養護老人ホーム基		
準条例別表第1第11項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第		
2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。）		
、新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第8号ウ（新指		

(削除)

定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第12項第3号（新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第12項第3号（新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第12項第3号（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第8号ウ（新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第12項第3号（新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよ

う努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止に関する経過措置)

7 経過期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第11項第2号、新
養護老人ホーム基準条例別表第11項第2号、新特別養護老人ホーム基
準条例別表第1第12項第2号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第
2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含
む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第13項第2号（新介護
老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含
む。）、新介護医療院基準条例別表第1第13項第2号（新介護医療院
基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。）、新指定介
護老人福祉施設基準条例別表第1第13項第2号（新指定介護老人福祉
施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）および
新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第13項第2号（新指定介
護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含
む。）の規定の適用については、これらの規定中「措置を講ずる」と
あるのは、「措置（ウに掲げる措置を除く。）を講ずるほか、職員に
対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修を
定期的に行うとともに、感染症の予防およびまん延の防止に関する訓
練を定期的に行うよう努める」とする。

8 経過期間における新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第9
号ウ（新指定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号、別表第2
第1項第5号イおよび第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6

(削除)

(削除)

項、別表第5第6項、別表第11第1項第5号エおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。) および別表第6第1項第6号イ (新指定居宅サービス基準条例別表第6第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号および第2項第7号において準用する場合を含む。) ならびに新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第9号ウ (新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第11第1項第5号エおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。) および別表第7第6項第2号 (新指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号および第2項第7号において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

9 特例期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第13項、新養護老人ホーム基準条例別表第13項、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第14項 (新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第10号 (新指定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号

(削除)

および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第15項（新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第15項（新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第15項（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第10号（新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第15項（新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(事故発生時の対応に係る経過措置)

10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間における新軽費老人ホーム基準条例別表第16項第1号、新養護老人ホーム基準条例別表第16項第1号、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第17項第1号(新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例別表第1第19項第1号(新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)、新介護医療院基準条例別表第1第19項第1号(新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第19項第1号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。) および 新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第19項第1号(新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講ずる」とあるのは、「次のアからエまでに掲げる措置を講ずるとともに、次のオに掲げる措置を講ずるよう努める」とする。

(ユニットに係る経過措置)

11 省略

12 この条例の施行の日から当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第2項の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニット(滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに

(削除)

(ユニットに係る経過措置)

4 省略

5 この条例の施行の日から当分の間、第7条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設

設備および運営に関する基準等を定める条例第4条に規定するユニットをいう。)を整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号に規定する基準を満たすほか、当該ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して従業者を配置するよう努めるものとする。

13 前項の規定は、新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第2項（新特別養護老人ホーム基準条例別表第4において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第2号ア、新介護老人保健施設基準条例別表第2第2項、新介護医療院基準条例別表第2第2項、新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第2号アおよび新介護療養型医療施設基準条例別表第2第2項の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

基準条例という。)別表第2第2項の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニット（滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条に規定するユニットをいう。)を整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号に規定する基準を満たすほか、当該ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して従業者を配置するよう努めるものとする。

6 前項の規定は、第3条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）別表第2第2項（新特別養護老人ホーム基準条例別表第4において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第2号ア、第5条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）別表第2第2項、第6条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）別表第2第2項、新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第2号アおよび第9条の規定による改正後の滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および

運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）別表第2第2項の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略		
新介護療養型医療施設基準条例別表第2第2項	省略	省略
		省略
		新介護療養型医療施設基準条例付則第2項、第3項および第9項ならびに別表第2第4項第1号から第3号までならびに同項第4号において準用する <u>新介護療養型医療施設基準条例別表第1第3項第1号ウ、第2号ウならびに第3号ウおよびエ</u>

(栄養管理および口腔衛生の管理に係る経過措置)

省略		
新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第2項	省略	省略
		省略
		新指定介護療養型医療施設基準条例付則第2項、第3項および第9項ならびに別表第2第4項第1号から第3号までならびに同項第4号において準用する <u>新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第3項第1号ウ、第2号ウならびに第3号ウおよびエ</u>

14 経過期間における新介護老人保健施設基準条例別表第1第8項第8号および第9号（これらの規定を新介護老人保健施設基準条例別表第2第6項第4号において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第8項第8号および第9号（これらの規定を新介護医療院基準条例別表第2第8項第9号において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第7項第9号および第10号（これらの規定を新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第6項第4号において準用する場合を含む。）ならびに新介護療養型医療施設基準条例別表第1第8項第8号および第9号（これらの規定を新介護療養型医療施設基準条例別表第2第6項第4号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行う」とあるのは、「行うよう努める」とする。

(削除)